

ため池の保全管理体制整備の手引き



平成 26 年 7 月

農林水産省 農村振興局 防災課

目 次

第1章 手引きの目的・背景	1
1. 1 ため池の現状・背景	1
1. 2 保全管理体制整備の目的	2
1. 3 手引きの構成及び活用	3
第2章 基本事項	4
2. 1 保全管理体制整備の全体像	4
2. 2 ため池の管理区分の検討	7
2. 3 保全管理方針の策定	7
2. 4 保全構想の策定	8
2. 5 保全管理組織	8
2. 6 外部支援体制	10
2. 7 ため池保全協議会	11
第3章 管理組織の体制整備	12
3. 1 事前ワークショップ	14
3. 2 保全管理活動（保全管理計画（案）作成前）	15
3. 3 施設財産調査	16
3. 4 リスク評価	18
3. 5 地域資源評価	20
3. 6 立案ワークショップ（アセスメント～保全管理計画（案）作成）	22
3. 7 保全管理活動（保全管理計画（案）作成後）	23
3. 8 修正ワークショップ（協定締結に向けた調整）	24
3. 9 保全管理協定の締結	25
3. 10 その他	25
第4章 都道府県、市町村の体制整備	26
4. 1 指導技術者の育成	27
4. 2 一般技術者の育成	28
4. 3 農地防災専門技術者チームの設立	29
4. 4 保全管理活動への支援	29
第5章 体制整備後の活動	30
第6章 ため池保全体制整備事業の活用	32
6. 1 ため池保全体制整備事業の活用	32
6. 2 事業実施要件等	34

6. 3 事業の補助対象	34
6. 4 実施事例	35
第7章 各種様式	36
7. 1 ため池の管理区分と整備の目安	37
7. 2 ため池保全管理方針（案）	38
7. 3 ため池保全構想（案）	41
7. 4 施設財産調査結果	43
7. 5 リスク評価書	44
7. 6 ため池の多面的機能チェックシート	45
7. 7 地域資源評価書	51
7. 8 保全管理計画書	52
7. 9 ○○保全管理組織規約（案）	54
7. 10 ため池の保全管理に関する協定書（案）	60
参考 活用可能な資料の紹介	64

第1章 手引きの目的・背景

POINT

- ため池の管理体制が脆弱化する一方で、近年多発している集中豪雨や大規模な地震の発生によりため池が被災している状況。
- 防災・減災対策はハード整備のほか、管理体制の脆弱化に対し、農業者を含めた地域全体で適正に管理されることが重要。
- 地域による管理体制を構築するためには、ため池の生態系の保全等の多面的機能を見出して評価を行い、地域の財産に位置付けて活動していくことが求められる。
- 本手引きでは、保全管理体制の整備における基本事項と望ましい体制整備の方法を記載。

1.1 ため池の現状・背景

ため池は利水上の必要性から全国各地に築造されてきましたが、近代的な農業水利施設の整備が進んだことで年々利用依存度が低下するとともに、利用されているため池も管理組織の脆弱化により、現行の管理体制では管理が難しい地域が増えています。近年多発している集中豪雨や大規模な地震の発生によりため池の被害が頻発しており、平成25年度においては全国で1,000箇所以上が被災し、うち12箇所では決壊が生じています。幸い人命に影響を与えるものはありませんでしたが、浸水だけでなく、道路が寸断されるなど、地域の農業のみならず、住民生活に大きな被害が出ています。

これらの災害に対しては、すべての施設を整備して対応することは、財政事情が逼迫している現在では困難です。このため、各地域での保全管理による事前防災が継続される体制を整備することで、ため池の防災・減災対策を推進していくことが必要となっています。



写真1 東北地方太平洋沖地震による決壊
(福島県)



写真2 H25.7.28豪雨による決壊
(山口県)

1.2 保全管理体制整備の目的

地域による保全管理を行うためには、ため池の施設状況を把握するとともに、利水以外の機能・役割を評価し、農業者だけでなく地域住民にも理解してもらい、管理への参画を誘導し、体制強化を図ることが重要です。

<ため池の主な機能>

- 農業用水の貯留：農業用水を貯め、必要に応じ補給
- 洪水調整：降雨時に一時的に洪水を貯留
- 土砂流出防止：上流から流入する土砂を溜める
- 生態系の保全：水生動植物、昆虫類等の生息場所
- 保健休養：地域の人々の憩いの場所
- 自然エネルギー：用地を有効活用し、電力を供給

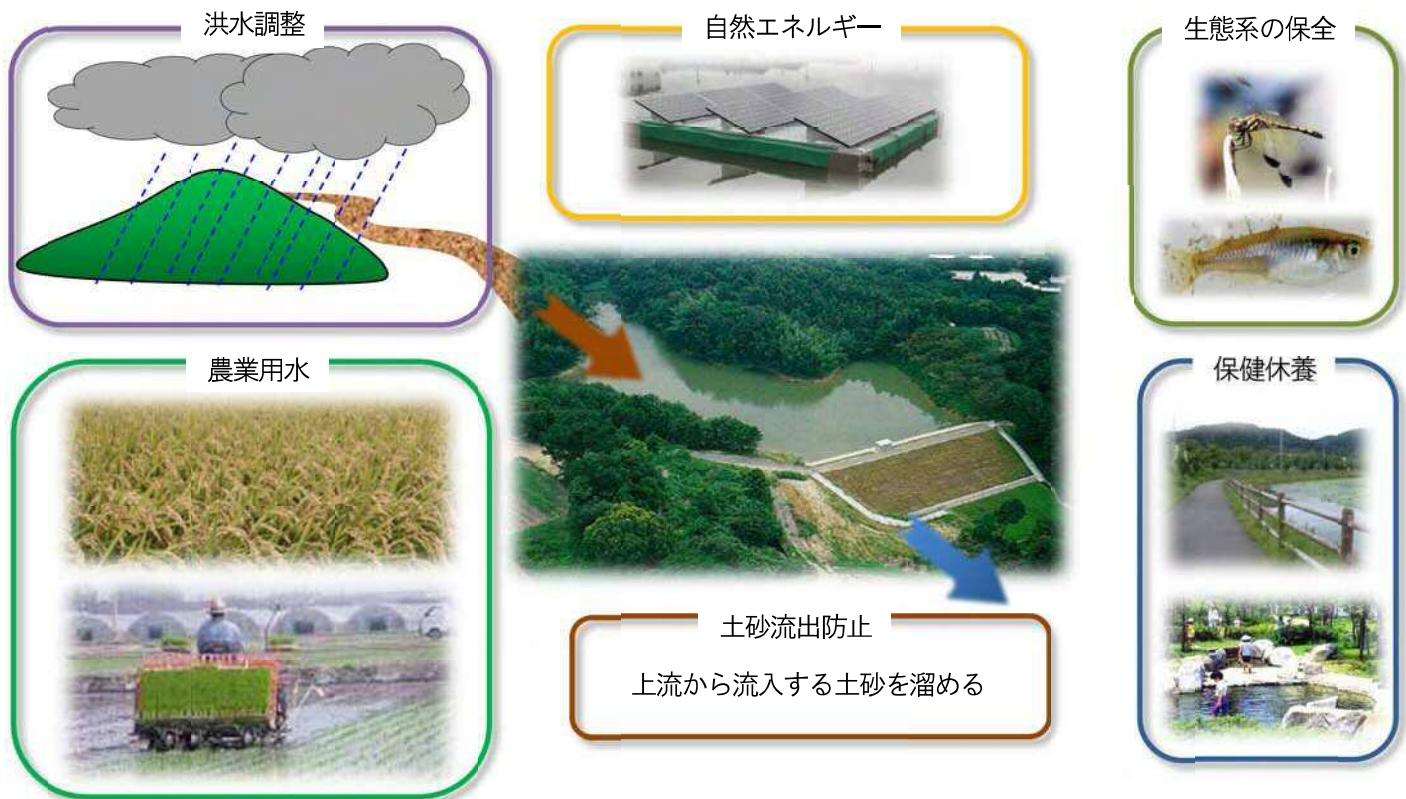


図1 ため池の主な機能

これらの機能を維持するよう保全管理を適切に行うために、保全管理組織が備えるべき内容は、次のものが考えられます。これらを整備するための流れを第2章以降で説明します。

<ため池の保全管理を適切に行うために保全管理組織が備えるべき内容>

①組織としての安定性

- ・将来にわたり持続的な保全管理を行うことが可能な組織であること

(例) 人員及び活動資金の確保、組織規約の作成 等

②保全管理内容の明確化

- ・持続的な保全管理を行うため、計画や規程に基づいた管理を行い、協定等により役割分担を明確化すること

(例) 保全管理計画の作成、ため池管理規程の作成、保全管理協定の締結 等

③災害発生への対応

- ・事前防災だけでなく、災害発生時の対応について準備しておくこと

(例) ため池管理規程や保全管理協定への必要事項の記述、ハザードマップの作成、情報連絡体制の整備、避難計画の策定 等

1.3 手引きの構成及び活用

本手引きは、都道府県や市町村の担当職員がため池を利用する農業者で構成された従来の管理組織に加えて、行政機関や地域住民等が参画するため池の適切な保全管理体制の整備やそれをサポートする都道府県、市町村の支援体制の構築を行うための基本的な進め方や留意点を取りまとめました。都道府県や市町村の担当職員の方々が本手引きの内容を参考に、災害に強く多面的機能が維持・発揮できるため池の保全管理体制の整備に取り組んでいくことが期待されています。

第2章 基本事項

POINT

- ・地域による継続的な保全管理を行うため、保全管理体制を整備。
- ・関係機関が明確な責務及び役割分担のもと、保全管理を実施する体制を目指す。

2.1 保全管理体制整備の全体像

ため池は農業用水の水源として利用されています。時代とともにため池がおかれている環境は大きく変化し、その役割や管理の在り方も同様に変化してきました。今後は地域で造られたため池の防災・減災対策を講じるだけでなく、多面的機能の維持増進を図り、地域資源として、地域によって持続的に保全管理される体制が整備されなければなりません。

ため池は地元の農業者が主体となって管理していましたが、施設の老朽化対策や防災対策など、技術面で難しい課題が増えてきています。そこで、保全管理体制の整備ではため池を利用する従来の管理組織に加えて、行政機関や地域住民などが参画する保全管理組織の構築とそれを都道府県や市町村がサポートすることが重要です。



写真3 堤体法面の草刈り（宮城県）



写真4 コンクリートブロック・目地等補修（長野県）



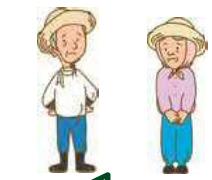
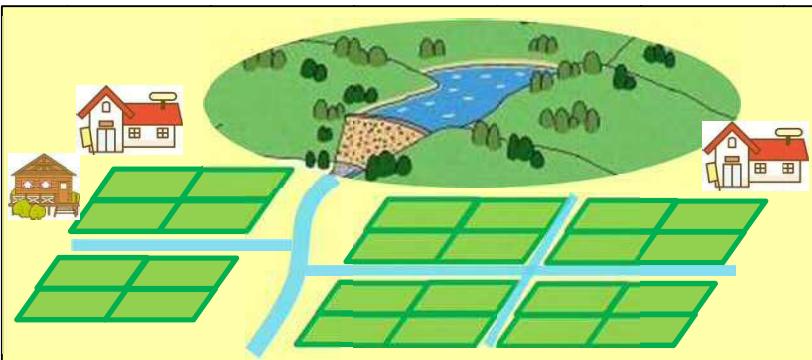
写真5 植栽活動（大阪府）



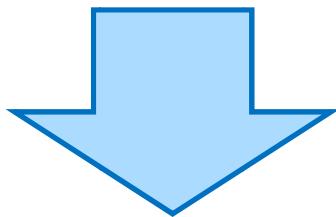
写真6 外来種の駆除（岐阜県）

これまでの管理

農業者だけでの
管理は大変



ため池はいろいろな
機能があるけどなあ



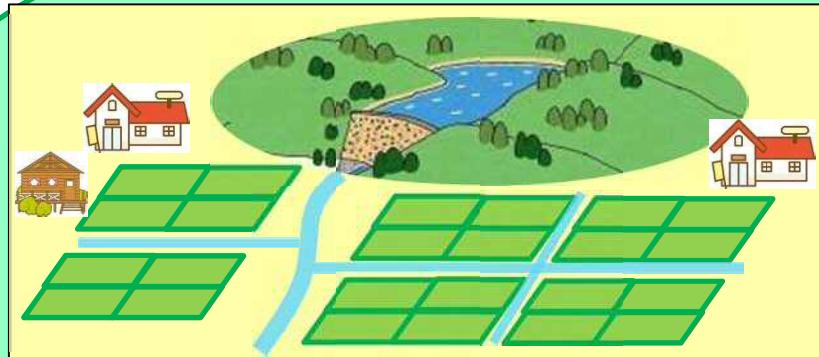
これからの管理

ため池に住む生き物
調査をしたい



ため池で災害が起きない
ようにしなければ

水辺に来ると
心が落ち着くね



ため池のイベント
は楽しいね

これからはみんなで
管理をしましょう！



①体制整備活動（管理組織の体制整備）

- ・当該ため池の機能の評価
- ・ワークショップ等による保全管理活動の検討



- ・試行的に保全管理活動を実施し、活動内容等の再検討を実施
- 保全管理計画等の修正を行い、市町村と管理協定の締結
- ため池の保全管理活動の実施へ

②支援体制構築活動（都道府県、市町村の体制整備）

- ・農地防災専門技術者の組織化と研修受講
- ・専門技術者による支援活動

また、近年の農業者の高齢化や減少によりため池の管理が脆弱化しており、今後そのため池の保全管理について、地域の管理組織にのみ委ねるのではなく、関係機関が緊密に連携・協力しつつ、ため池を守っていく体制づくりを進めていく必要があります。

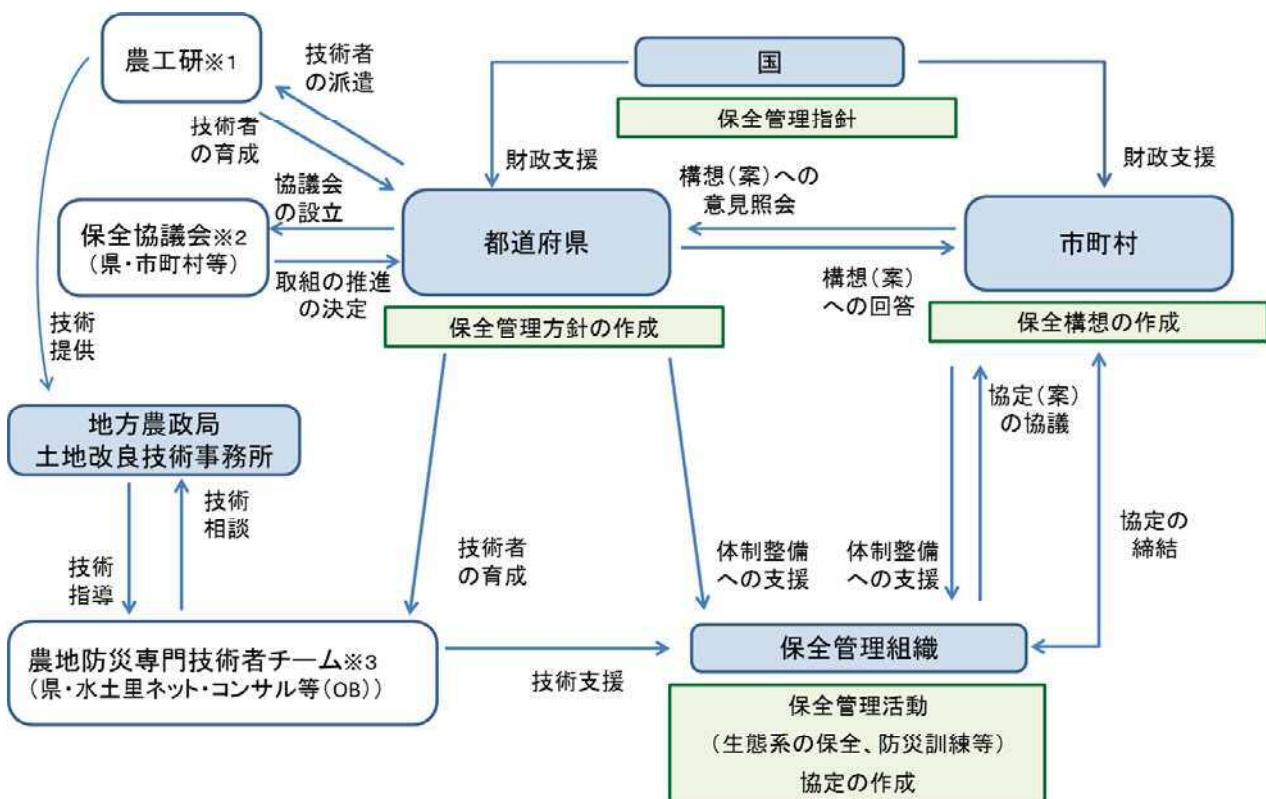


図2 関係機関の活動・役割（案）

※1 農工研

・・・農研機構農村工学研究所のこと。災害対策基本法に基づく指定公共機関として全国の農業・農村に関する技術を集約し、その開発・普及・指導の中核的役割を担う機関。

※2 ため池保全協議会

・・・都道府県、市町村等で構成される地域の意見を共有・取りまとめて、都道府県における保全管理体制の強化を推進する協議会。

※3 農地防災専門技術者チーム

・・・保全管理組織へ技術的支援を行う専門技術者から成る組織。

2.2 ため池の管理区分の検討（実施者：都道府県）

ため池は施設規模が様々であり、地域によっておかれている位置付けも違います。都道府県の担当者がため池の保全管理体制の整備を推進する際には、規模等に応じた管理レベルを設定することで整備の目安ができます。次の「管理区分と整備の目安（素案）」を参考に、都道府県が地域の実情に合わせて保全管理体制の推進の目安を整理してください。

表1 管理区分と整備の目安（素案）

ため池の管理区分			組織規約	管理規程	情報連絡体制	ハザードマップ	保全管理計画	人員確保	所有権情報	その他（）
管理区分	対象要件	対象箇所数								
L3	警戒すべきため池 ／百選ため池	約14,000箇所	○	○	○	○	○	○	○	—
L2	・堤高10m以上 ／貯水量10万トン以上 ・地域防災計画等 地方公共団体が定めたもの	約1,400箇所	△	○	○	○	△	○	△	—
			※3				※4		※3	
L1	受益面積2ha以上	約50,000箇所	△	△	○	△	△	○	△	—
			※3	※3		※3	※4		※3	
L0	受益面積0.5ha以上	約43,000箇所	—	—	○	—	△	○	△	—
							※2		※1	

○:書類の作成又は条件整備が必要　△:下段の要件を満たす場合、書類の作成又は条件整備が必要

—:書類の作成等は管理組織の判断による

※1 整備工事を実施する場合

※2 多面的機能支払交付金に取り組む場合

※3 整備工事を実施する又はため池保全体制整備事業に取り組む場合

※4 多面的機能支払交付金又はため池保全体制整備事業に取り組む場合

2.3 保全管理方針の策定（実施者：都道府県）

ため池は各地域で異なる条件下で整備されていましたが、今後、ため池の保全管理を推進するに当たっては、都道府県が地域の実情を反映した保全管理の方向性や関係機関の役割を示した方針（以下「保全管理方針」といいます。）を作成し、統一的に体制の整備を進めていくことが重要です。保全管理方針には目的や基本的な考え方など、市町村や管理組織が保全管理を行う上で遵守すべき基本的な事項を記載

します。なお、既に都道府県の方針が定められたものがある場合は、新たに作成する必要はありません。

＜保全管理方針の内容（案）＞

目的、ため池の区分、県の概況、対象となるため池、ため池保全協議会、農地防災専門技術者チーム、関係者の役割、ため池に関する情報の整備、ため池の管理、ため池の整備、防災・減災対策の推進、その他別に定める事項

2.4 保全構想の策定（実施者：市町村）

保全管理組織にとって、市町村はため池の整備、管理において一番近い存在であり、地域の防災・減災対策を主導する立場でもあります。保全管理を推進するに当たって、市町村は保全管理の方向性や関係機関の役割を示した構想を作成し、円滑に体制の整備を推進していくことが必要です。保全構想では、保全管理組織が保全管理を行う上で規範とすべき基本的な事項を記載します。なお、既に市町村の構想が定められたものがある場合は、新たに作成する必要はありません。

＜保全構想の内容（案）＞

目的、ため池の区分、町の概況、対象となるため池、関係者の役割、ため池に関する情報の整備、ため池の管理、ため池の整備、防災・減災対策の推進、その他別に定める事項

2.5 保全管理組織

ため池は利水目的だけでなく、洪水調節や動植物の生息環境の保全など多面的機能を有している一方で、これまでのように農業者のみで維持することは難しくなってきました。このため、ため池という地域資源を再評価し、その役割・機能を維持・持続的に発展させていく場合、ため池保全の中心的役割を果たす存在である従来の管理組織に地域住民や多様な組織が参画するなどし、地域全体で継続的な活動を実施できる組織とする必要があります。

- ① 保全管理組織は、従来の管理組織に加え、地域住民代表（自治会）、行政、学識経験者、NPO、PTA・児童会、技術者チーム、企業等から構成され、保全管理活動の中心的役割を担う重要な組織です。
- ② 保全管理組織では、様々な視点を持った立場の異なる者を構成員としてそれぞれの得意分野で能力を發揮し、多様な意見を取り入れたため池の保全管理を進めることができます。
- ③ 保全管理組織が強力なリーダーシップを發揮し、地域住民を先導していくことがため池保全に当たって不可欠です。

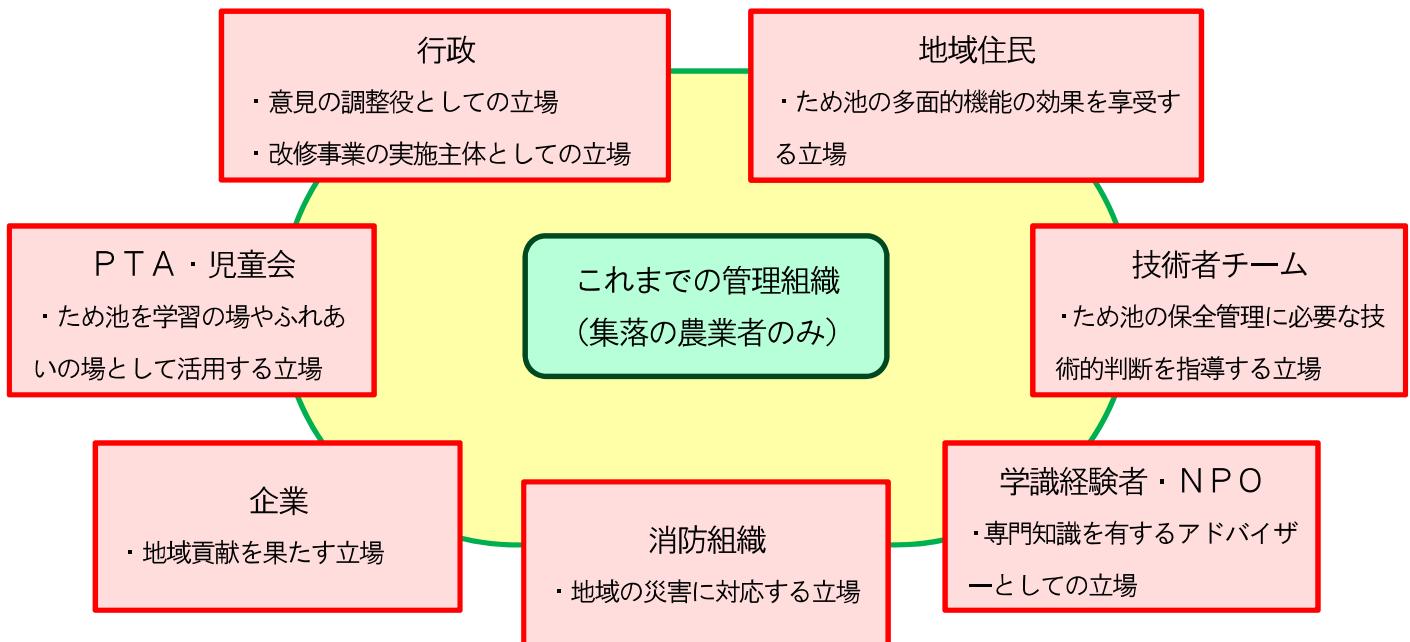


図3 保全管理組織のイメージ

保全体制づくりでは、ため池を利用する農業者と地域住民等を都道府県や市町村が保全管理組織を組織し、ため池の保全管理の必要性を理解してもらうために活動に先立ちリスク評価、施設財産調査、地域資源評価からなるアセスメントを行い、ため池を再評価して保全管理計画を策定し、関係機関が日頃から連携・協力して保全管理活動行う実践的な体制を整備していきます。

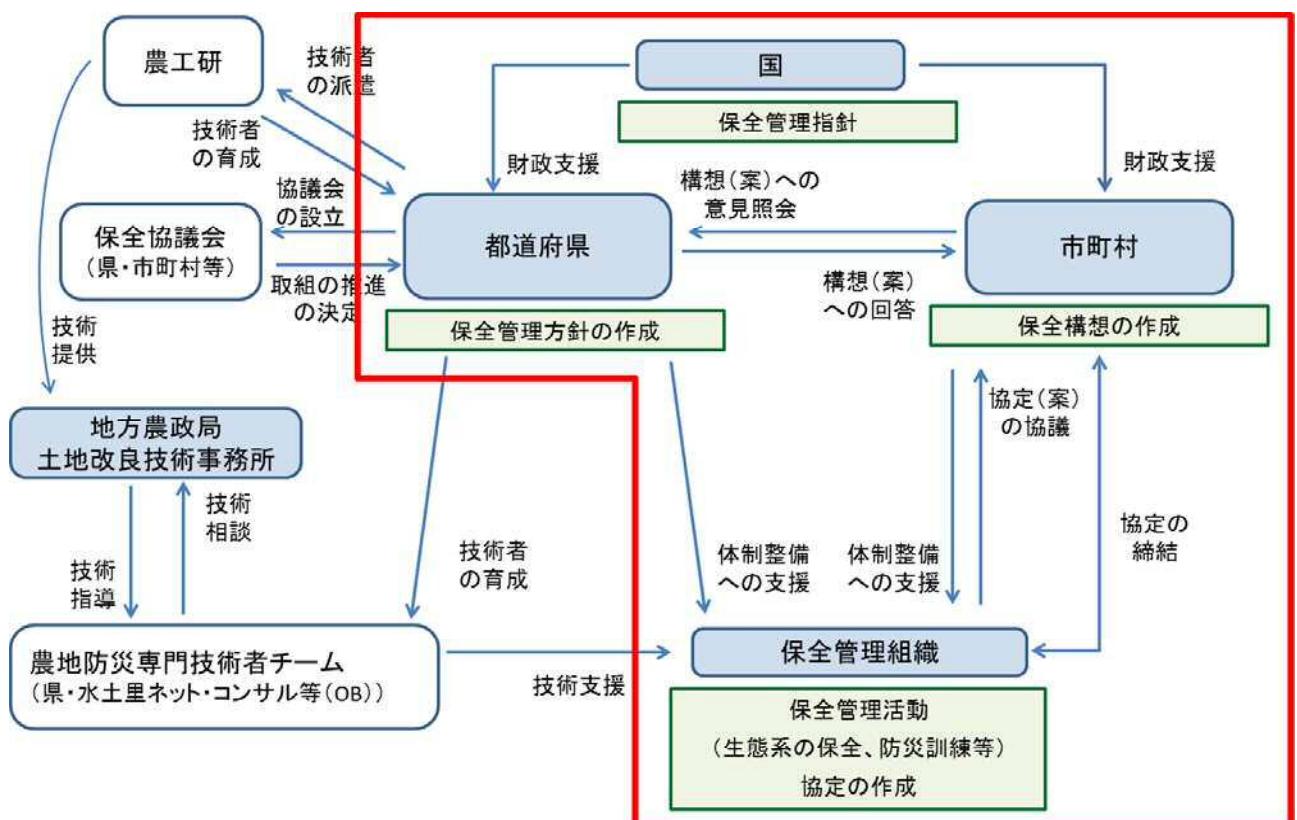


図4 関係機関の活動・役割（案）（赤枠部分が保全管理組織への支援）

2.6 外部支援体制

保全管理体制を整備し、強化していくためには管理組織だけに任せるとではなく、地域全体で適切な保全管理が行われるような仕組みが必要となっています。このため、都道府県が市町村や保全管理組織を支援する体制を構築していきます。また、地方公共団体が整える外部支援体制を国においても技術面、財政面で支援していきます。

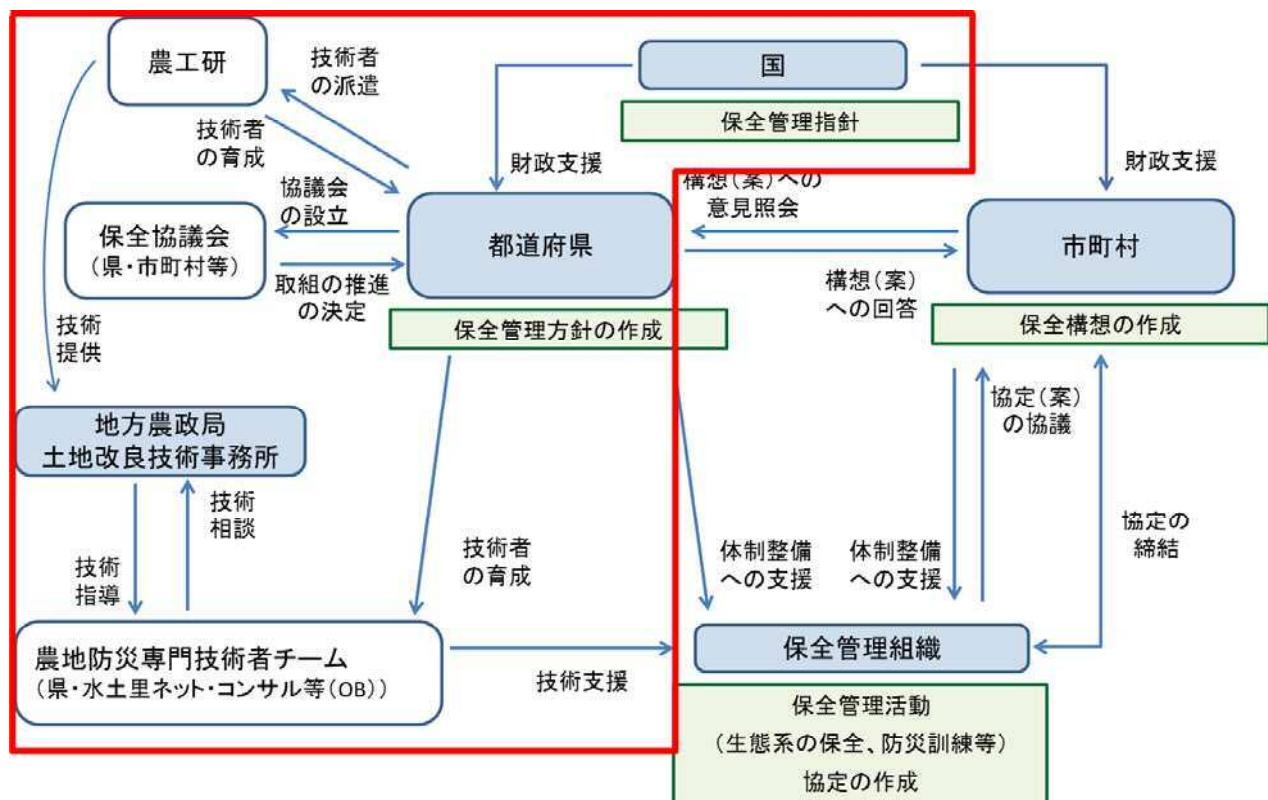
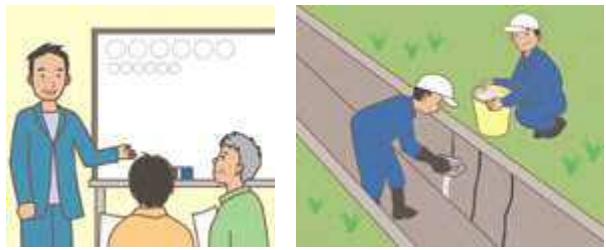


図5 関係機関の活動・役割（案）（赤枠部分が外部支援体制）

2.7 ため池保全協議会

ため池の保全管理を進めていく上でため池が抱えている課題は多種多様であり、地域によって異なることから課題解決に向けた技術・経験を共有することが有効です。このため、都道府県における保全管理体制の強化を推進するため池保全協議会のような機関を設けて、地域の意見を共有・取りまとめて、地域のため池関係者が連携・協力し、体制整備を推進していくことが重要です。構成員は以下が考えられますが、外部有識者を含めて設立することも考えられます。ただし、その場合は地方自治法第202条の3第1項で規定する都道府県や市町村で事業を実施する部局の「附属機関」に該当する場合があり、協議会設置に関する議会承認及び報告等を求められる可能性があることからこの取扱いについて、考え方を整理し適切に対応する必要があります。

<ため池保全協議会の構成員（案）>

- 都道府県
- 市町村
- 土地改良事業連合会
- 土地改良区

（参考）地方自治法 第202条の3 第1項

普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基づく政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。

第3章 保全管理組織の体制整備

都道府県及び市町村がため池の保全管理体制の整備の実施手順として、次のような流れが考えられます。

流れ	主な内容（ポイント）	備考
事前ワークショップ	<ul style="list-style-type: none">・ため池の管理組織等に保全管理体制整備の趣旨を説明。・検討する地区のため池を「ため池データベース」等既存の資料で把握。・アンケートによる地域住民の意識調査を実施。・ため池の管理組織とため池周辺の関係者を集め、今後のため池の将来像について話し合いを行い、必要な保全管理活動を検討。	
保全管理活動	<ul style="list-style-type: none">・事前ワークショップで決めたため池の将来像に向け、継続的に必要となる基本的な保全管理活動を自ら実践し、合意形成及び意識醸成を図る。	
施設財産調査	<ul style="list-style-type: none">・公図、登記簿などにより所有権の現状を確認し、管理組織との関係を整理。・地域の合意のもと、所有権の追跡調査を実施。	
リスク評価	<ul style="list-style-type: none">・ため池の現地調査を行い、危険箇所を把握。・決壊時の被害想定範囲を把握。・併せてハザードマップを作成し、避難場所の認識を共有することが望ましい。	これらの内容は同時並行で実施。
地域資源評価	<ul style="list-style-type: none">・ため池の持つ多面的機能をチェックシートにより評価。	

<p>次ページへ 前ページより</p> <p>立案ワークショップ</p>  <p>保全管理活動</p>  <p>修正ワークショップ</p>  <p>保全管理協定の締結</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・リスク評価、地域資源評価の結果や地域住民の意向を踏まえて、保全管理計画（案）を作成。 ・保全管理計画（案）の内容を実践。実践した結果、生じた課題の把握。 ・保全管理活動の実施により生じた課題について、意見交換を行い、保全管理計画の見直し。計画のほか、組織規約や管理規程、保全管理協定（案）を併せて作成。 ・保全管理組織と市町村との間で保全管理協定を締結。
--	---

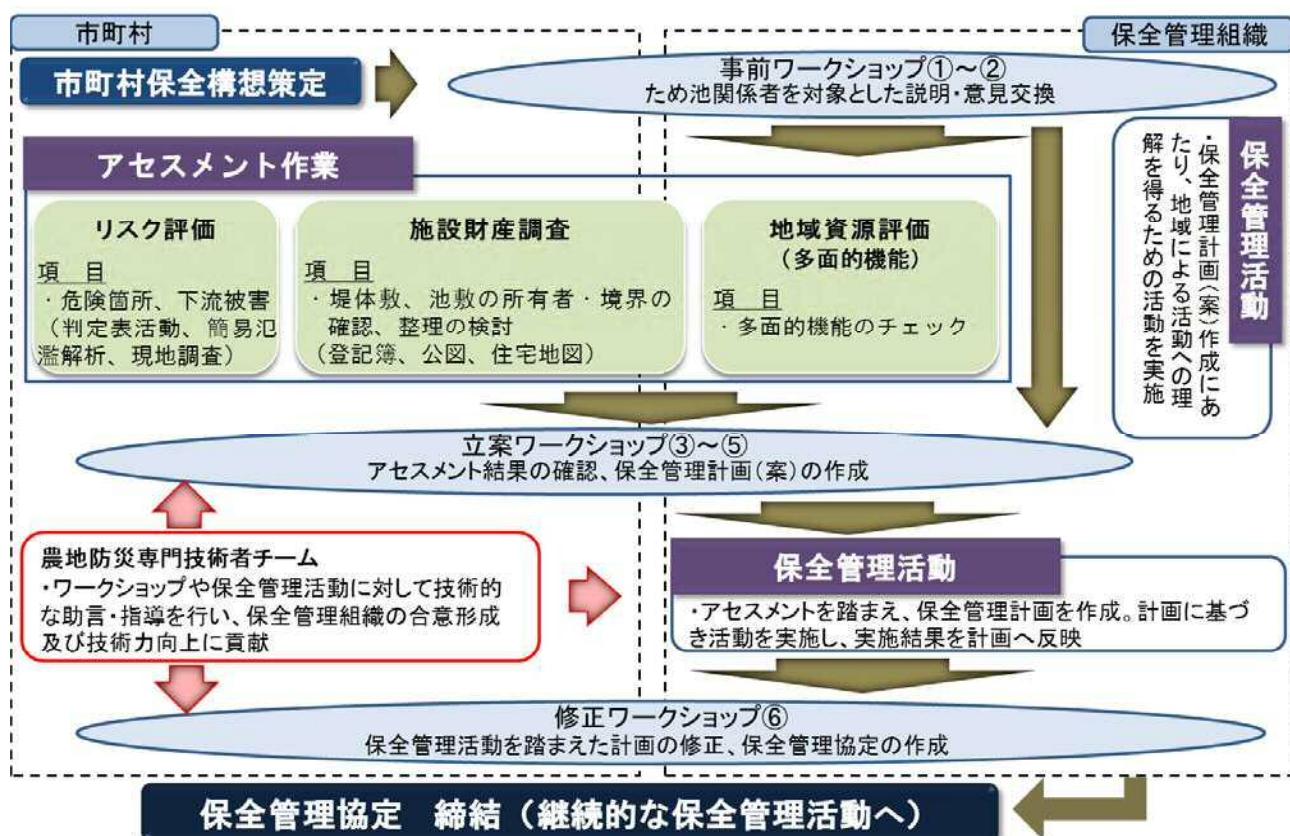
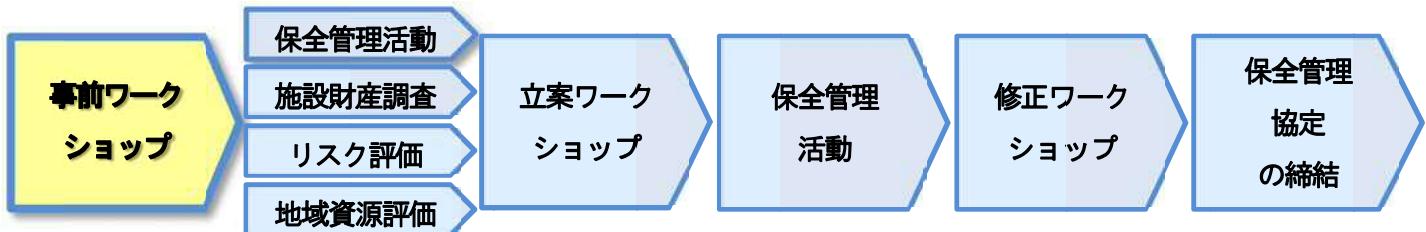


図6 保全管理組織の体制整備の手順（例）

3.1 事前ワークショップ



POINT

- ため池の管理組織とため池周辺の関係者を集め、今後の保全管理に向けた将来像について話し合いを実施。
- ワークショップ実施前にアンケート調査を実施し、地域住民の意向を事前に踏まえておくと効率的に進行が可能。

ため池の管理組織とため池周辺の関係者を集め、今後のため池の保全管理に向けた将来像を話し合います（ワークショップの開催）。保全管理活動の実施に当たり、地域住民自らの手によって、ため池の将来像を話し合い、将来像に向けた保全管理活動を実施していくことが重要です。将来像を設定する際には「テーマ」を設定し、活動の目的を明確にします。

ワークショップでは、ため池の将来像及びその達成に向けて必要な活動、今後の活動計画などについて、話し合います。

なお、ワークショップ開催前にアンケート調査を実施すると、事前に地域住民が普段より感じていることを把握することができます。アンケート調査は1戸に対して1枚配布するのではなく、1人1枚配布することによって、世帯主の意見だけでなく、配偶者や子どもの意見も知ることができます。そのため、一般用と子ども用を別にするなど、複数のアンケート形式を準備することが有効です。

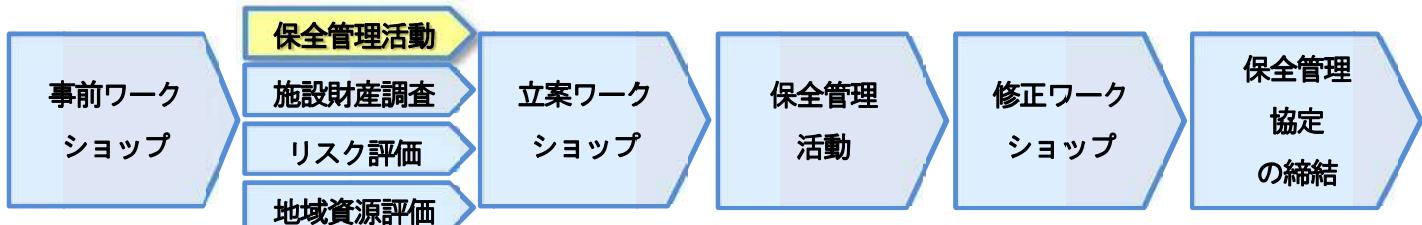


写真7 ワークショップの実施状況
(宮城県)

(参考) ワークショップの意義

地域住民自身で自らの生活環境の在り方を検討し、考案し、構想するための有効な手段として「ワークショップ」があります。ワークショップは、地域住民自身がため池の多面的機能を享受し、管理する必要がある立場であることを自覚する機会となります。地域での管理の在り方についてそれぞれの住民が考え方や意見を自由に提案し、住民間の整備の方向性に向けた合意形成を促します。

3.2 保全管理活動（保全管理計画（案）作成前）



POINT

- ・事前に話し合ったため池の将来像の実現に向け、保全管理組織が必要となる基本的な保全管理活動を実践し、地域の合意形成と意識の醸成を図る。

事前ワークショップで話し合ったため池の将来像の達成に向け、話し合いの中で継続的に必要とした活動を実施します。実際に体を動かすと、自らため池を保全しているとの実感が湧き、更なる活動の推進力となります。保全管理活動についても、地域住民全体での実施に繋がるよう情報発信をしながら、進めていく必要があります。また、地域住民に保全管理活動について興味を持ってもらうためには、イベント的な取組みも必要です。特に中山間地域のため池では、周辺地域以外に住む住民が参加したくなるようなイベントを開催することが重要です。

【イベントの実施例】
～農地・水保全管理支払交付金を活用して～（愛知県）

南廻間池 池干し

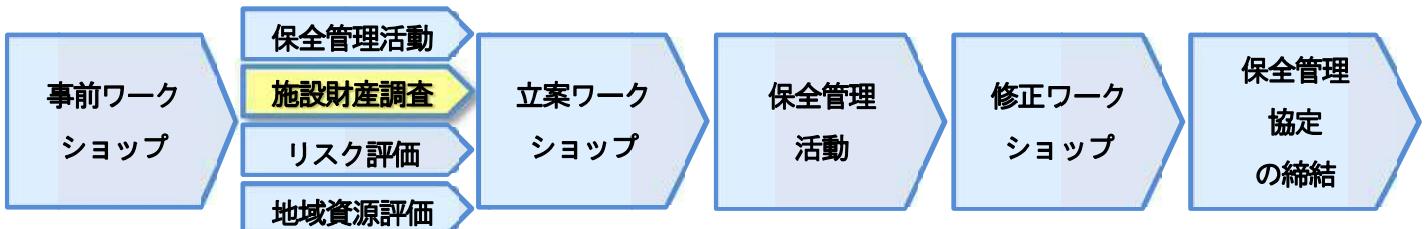
有脇の農地・水・緑を守る会と有脇小学校児童、総勢500名以上による南廻間池の“かいどり”（池干しの地元呼称）を実施しました。

有脇農地・水・緑を守る会による説明

児童参加による“かいどり”状況

This section shows two photographs illustrating a community event. The top photo shows a group of people gathered at a white tent for a presentation by the 'Miyoshi Agricultural Land, Water, and Green Space Protection Association'. The bottom photo shows many children and adults participating in the 'Kaidori' (drying up the pond) activity in the water.

3.3 施設財産調査



❶ ポイント

- ・所有権が適正に移転・登記されていないものが多く存在。
- ・所有権が未整理であることにより、ため池の整備・管理において「整備・処分の遅延」、「管理意識の低下」、「水難事故や災害への対応」等の課題を抱える可能性。

地域の慣習やため池が造成された歴史的経緯、利水・営農状況等によって、地域とため池の関わり方は様々であり、所有権の権利形態、移転登記の状況も同様に多種多様となっています。こうした状況から、ため池の中には、所有権が適正に移転・登記されていないものもあり、今後のため池の保全管理における課題となる可能性があります。

所有権が適正に移転・登記されていないことにより、次の課題が生じています。

① 整備・処分の遅延

・整備工事を実施しようとする場合、関係する用地の所有者に同意を得る必要がありますが、所有権が整理されていない土地では、相続人の確認及び同意の取りつけ等に時間・労力を割かれるなど、整備促進の阻害要因となります。

② 水難事故や災害への対応

・事故や災害が発生した際の責任所在や補償対応、復旧に当たっての費用負担などに問題が波及します。

③ 管理意識の低下

・ため池はそもそも地域の意向で築造されていますが、所有権が整理されていないと、地域住民がため池を地域財産として認識・自覚することができず、地域全体としての管理意識が低下してしまいます。

④ 将来の更新整備への不安

・今後、担い手への資源の集約、農業者の高齢化や減少により、農業構造が大きく変化することが予想されますが、所有権が整理されていなければ、ため池の整備や管理が阻害されるなど地域の農業者は水資源確保に不安を抱えることとなります。

所有権の調査は、登記簿、公図等の記載情報から現在の管理組織との関係を整理するところから始まります。追跡調査をどこまで実施するかどうかは、地域の判断によりますが、前述した課題が今後生じてくることが懸念されますので、地域で十分話し合った上で所有権の追跡調査を実施することが望ましいと考えます。

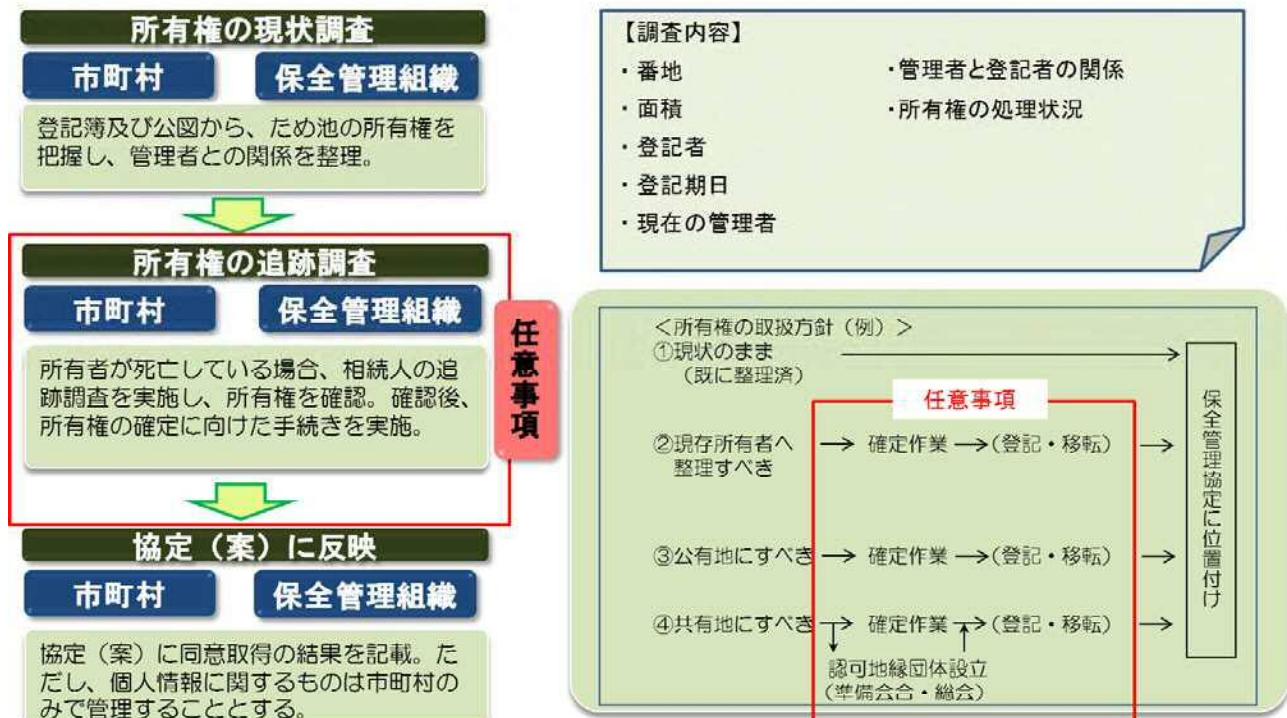
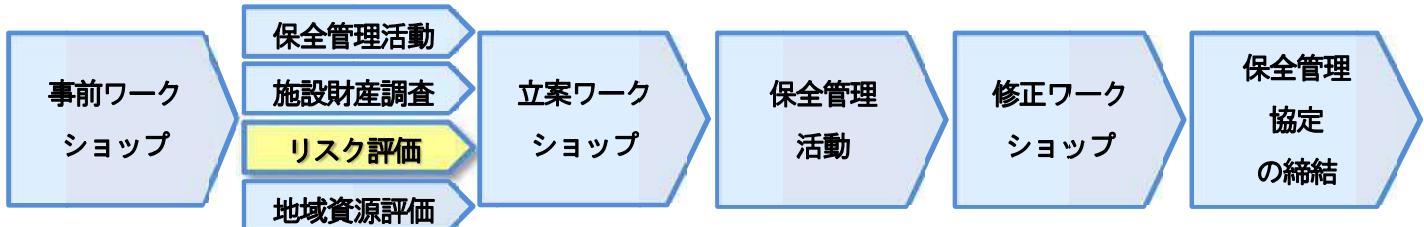


図7 所有権調査の流れ

3.4 リスク評価



◆ポイント

- ・ため池の抱えるリスクを保全管理組織が理解した上で保全管理活動に取り組むことが重要。
- ・判定表を用いた評価は市町村で実施し、決壊による被害想定や現地調査は都道府県や専門技術者の協力を受けて実施。
- ・判定表、決壊による被害想定や現地調査を通じて、ため池の抱えるリスクを保全管理組織内で共有することが重要。

日常から管理が行き届いているため池でも想定外の大雨が降って決壊したり、釣り人が誤って転落したりするなど、ため池の周辺は多くの危険を抱えています。対応策として防護柵の設置や、ハザードマップを作成し影響のある住民に周知するなどの対応が講じられていますが、全国で多くの災害や事故が発生しているのが現状です。このような危険を早期に発見するためには、適正な管理や関係住民への情報共有が重要です。このため、これらについて、関係住民で話し合い、どのようなリスクが潜んでいるのか、どのような対策を講じる必要があるか確認・対策を実施することが必要です。

ため池のリスクを把握する上で最も重要なのは、保全管理組織による日常点検の中での危険の発見です。なお、危険の発見には専門的な知識を必要とする場合がありますので、専門的な知見については、専門技術者による点検・診断の支援や講習会への参加などが考えられます。

豪雨や地震による被災の可能性の評価については国が判定表を作成しており、今後のハード整備に向けた詳細調査を行う時の参考として利用してください。また、農村工学研究所が簡易氾濫解析システムを公開しており、ため池が決壊した場合の浸水被害想定範囲を確認することができます。

これらのリスク評価は保全管理組織のみで行うことは困難なため、市町村が判定表を用いてため池のリスクを評価し、簡易氾濫解析や現地調査は保全管理組織が都道府県や専門技術者の協力を受けて実施することが考えられます。

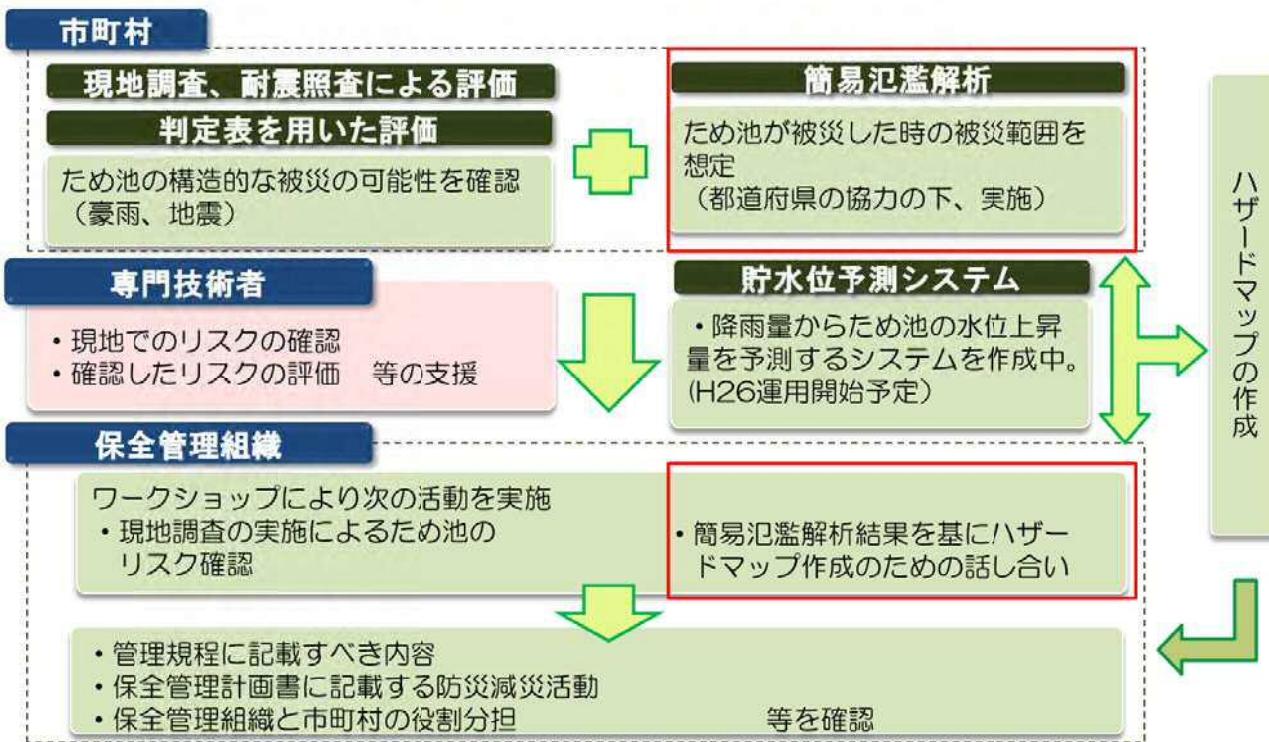


図8 リスク評価の流れ

【ハザードマップを活用した防災訓練の事例】

～石川県志賀町 笹波地区の事例～



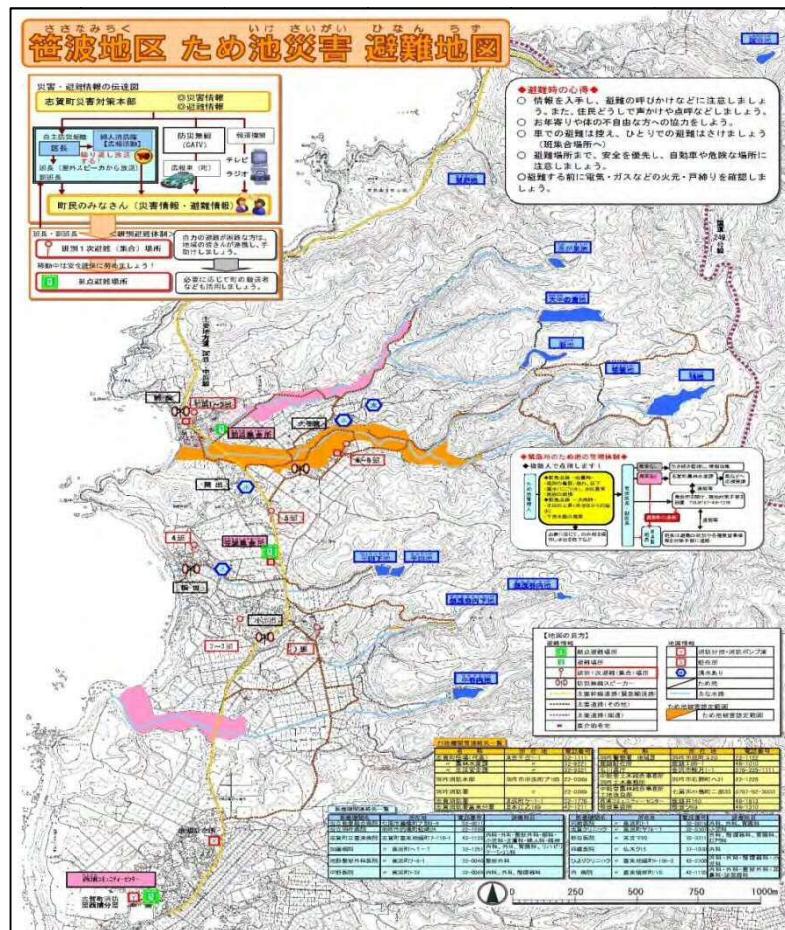
ハザードマップの作成



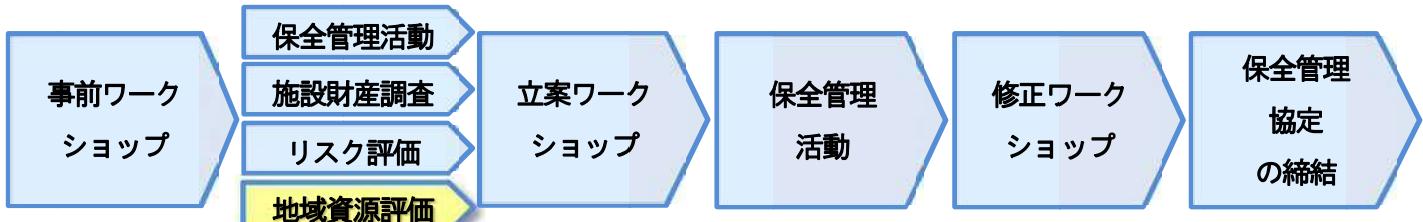
班長による点呼



防災訓練の実施



3.5 地域資源評価



ポイント

- ため池の多面的機能を評価することで、保全管理組織が地域におけるため池の役割を認識。
- 多面的機能チェックシートを利用し、ため池の機能を評価。
- 多面的機能の評価は、池の利活用や環境などの目に見えるものだけでなく、低水管理などの管理者が今後実施することで発揮する機能も評価（ただし、農業用水として利用することを妨げない範囲で行う。）。

多面的機能は意識しないとその価値を感じることが難しいものです。ため池の多面的機能を確認するためにチェックシートを活用し、その資源を明確にすることが重要です。多面的機能を確認する際には有識者の専門的な知見をもらうと、これまで気づかなかつたため池の価値に気づくことができます。

なお、多面的機能の評価は、池の利活用や環境などの目に見えるものだけでなく、低水管理など今後保全管理組織が実施することで発揮する機能も評価します。

多面的機能の認識

市町村

保全管理組織

ワークショップ時に、多面的機能チェックシートを用いて、多面的機能とは何かを市町村と保全管理組織の中で確認する。

多面的機能の確認

市町村

保全管理組織

技術者

市町村、保全管理組織に加えて、技術者チームの協力を受けて、チェックシートに基づいた多面的機能の確認を行う。

多面的機能の評価

市町村

保全管理組織

技術者

確認した多面的機能から管理により維持・向上すべき機能をワークショップにより、選定する。

協定（案）への反映

市町村

保全管理組織

評価した多面的機能を維持・向上するために必要な活動を協定に定める。

図9 地域資源評価の流れ

また、多面的機能を発揮している事例をアンケート調査した結果、次のような活動事例があります。多面的機能の確認をする際の参考としてください。

表2 多面的機能チェックシートの項目と活動事例

多面的機能チェックシートの項目と活動事例 (活動事例は管理組織へのアンケート結果より)

項目		活動の事例
利水	水産、小水力発電	ヘラブナの放流活動、養殖業、小水力発電施設の設置
自然環境保全	水質保全	池干しの実施
	生態系保全	樹林管理(森づくり)、貴重種オニバスの保護・増殖、池干し、外来種駆除
防災	洪水調節機能	低水管理等による洪水調節容量の確保
	防火用水	防火用水・流雪溝用水としての指定・利用、防災訓練の実施
親水	景観形成	植樹、草刈り、ごみ拾い
	文化伝承	お祭りや伝統行事の実施
	親水空間	公園としての整備、カヌー・ボートの練習場
	レクリエーション	キャンプ場、レクレーション施設の設置、ウォーキングの実施
	コミュニティ形成	地域住民も参画した管理活動の実施
	学習教育	水環境学習、生態系観察学習の実施
その他		生活用水(洗い物、野菜など)



写真8 漁業者と池干しを実施
(兵庫県)



写真9 クリーン作戦の実施
(静岡県)

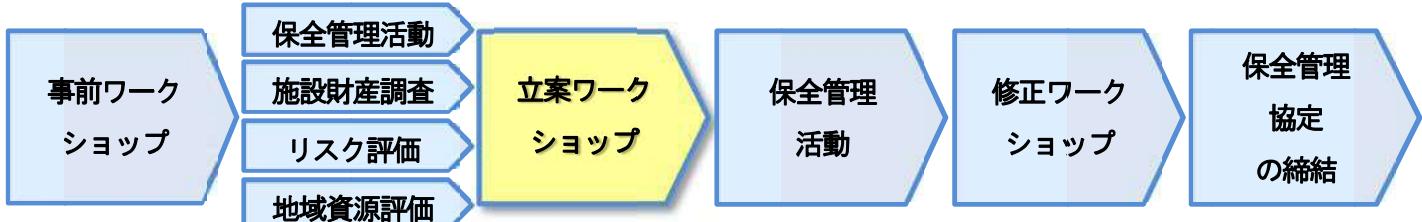


写真10 多面的機能について説明会を開催
(愛媛県)



写真11 絶滅危惧種の観察学習の実施
(富山県)

3.6 立案ワークショップ（アセスメント～保全管理計画（案）作成）



◆ ポイント

- ・地域の高齢者、小学校の先生、あるいは大学の先生や民間企業などには、地域の歴史や実情に詳しく、また地域住民で協力して保全管理計画を作成することに対して豊富な知識と経験を有する方が多数存在。その方々のノウハウを活用することがより効果のある保全管理計画を立てるために有効。

これまで実施してきた評価を踏まえたワークショップを開催し、保全管理組織として目指すべきため池の将来像を達成するための保全管理計画(案)を作成します。

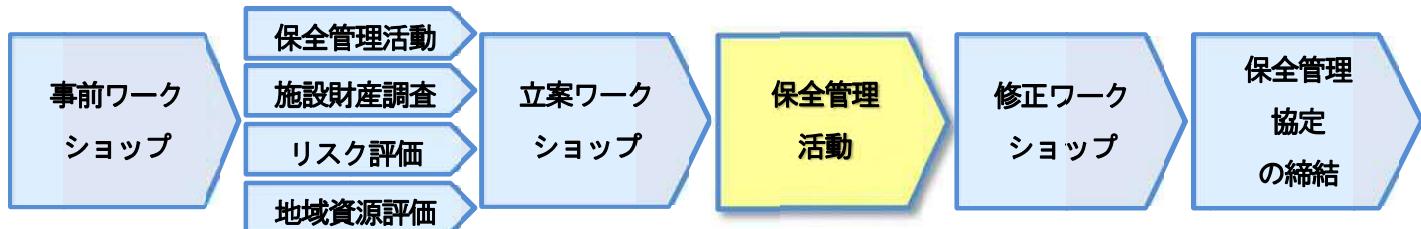
計画の策定に活動項目に対して、保全管理組織に参画するメンバーがどのような役割・動きをするべきかよく検討する必要があります。また、活動項目は平時と緊急時との対応を分けて考えると、活動できる事やメンバーの役割や協力すべきことが明らかになってきます。

作成の際には、ワークショップの前に有識者（専門技術者を含む）を招いた講習会を開催してアドバイスをもらうことにより、自分たちの求めている将来像を的確に保全管理計画（案）に反映することができます。保全管理組織から相談があった場合に備え、地域の有識者を把握しておくことが重要です。

表3 保全管理計画の内容（一部抜粋）

項目	内容（一部抜粋）
1. 点検	①満水時の堤体の孕み出しや漏水、巻上げ機、ゲート等の確認 ②ため池の落水を行い、斜樋、底樋等の確認
2. 管理	①堤体の草刈り ②斜樋や承水路等の清掃
3. 多面的機能の発揮	①ため池周辺への植栽 ②魚類の放流 ③ため池を利用した発電の実施 ④外来生物の駆除 ⑤在来動植物の保全活動の実施 ⑥ため池を利用した学校教育
4. 防災活動	①防災訓練の実施 ②非かんがい期の貯水位の低下 ③洪水予想時の事前放流の実施 ④ハザードマップを活用したワークショップの実施 ⑤地域住民に対するため池の危険箇所の周知

3.7 保全管理活動（保全管理計画（案）作成後）

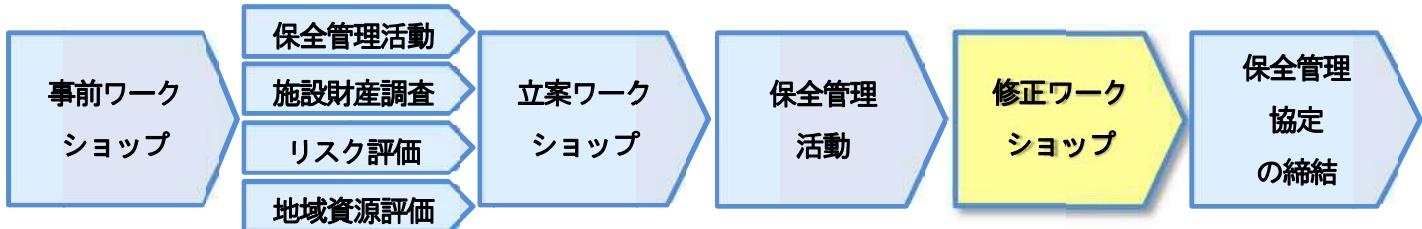


ポイント

- ・保全管理計画（案）に基づく活動を実践することにより、新たな課題に気づき、より実効的な活動計画の作成が可能。

作成した保全管理計画（案）に基づき、ため池の保全管理活動を実施します。実際に活動をしてみることで、改めて実施すべき活動、不要な活動が明確になります。活動を繰り返すことで保全管理組織として目指すべきテーマがより明確になります。

3.8 修正ワークショップ（協定締結に向けた調整）



◆ ポイント

- ・保全管理活動の結果を踏まえ、保全管理計画（案）を修正。
- ・計画に加えて、組織規約や管理規程、保全管理協定（案）を作成し、体制整備に向けた調整を実施。

保全管理活動の実践を踏まえ、保全管理計画（案）を修正します。その際に、実施する主体である保全管理組織の目指すべきため池の将来像を再整理することがよりよい計画作成に繋がります。

なお、計画に加えて、「組織規約」、「管理規程」や「保全管理協定（案）」を作成し、体制整備に向けた調整を行います。

保全管理組織の規約を作成することで、保全管理組織を体系的なものとし、保全管理活動に対する幅広い参加を得やすくすることが期待されます。

また、ため池の管理規程を作成することで、決壊による災害発生を防止するための適切な管理を行うことにつながります。

保全管理協定（案）の作成に併せて作成することが望ましいもの

① 組織規約

- ・目的、構成員、避難場所、情報連絡体制、役員、総会規定、会計、保全管理計画の作成、物品の管理等の内容を定めた組織規約を作成します。

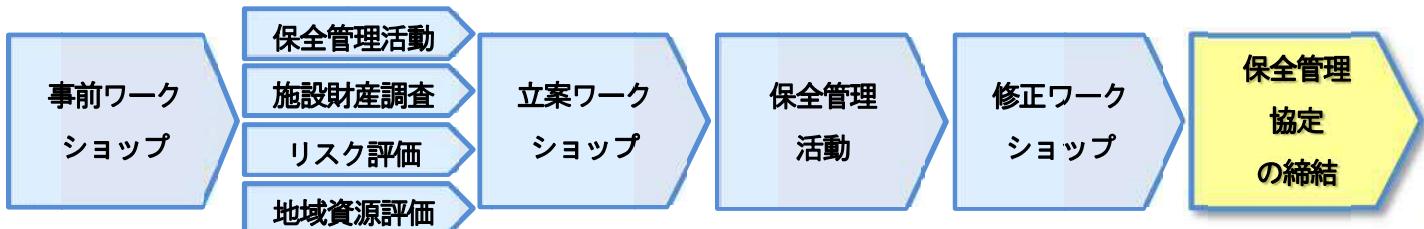
② 保全管理計画書

- ・アセスメント（リスク評価、地域資源評価、施設財産調査）の結果を踏まえ、ため池の保全管理を行う上で必要な事項を保全管理計画書に定めます。「点検」、「管理」、「多面的機能の発揮」、「防災活動」の項目より活動内容を定めることを想定しています。

③ ため池管理規程

- ・ため池の管理上、定めておくべき内容を規定に記載します。なお、大規模ため池の管理規程については現在、国が検討しているので、これを参考に管理規程を作成することができます。

3.9 保全管理協定の締結



POINT

- ため池の保全管理を継続的に実施していくため、保全管理組織と市町村との間で保全管理協定を締結。
- 保全管理協定には、管理に当たっての協力体制、連絡責任者、管理内容、実施計画等を定める。

活動を継続的に実施するためには、保全管理協定によって、保全管理活動の実施者、活動内容などを規定することが必要です。ため池の維持保全に係る決まりごとを明文化することにより、立場や利害の異なる者によって行われるその後の保全管理活動を円滑に進めることができます。



3.10 その他

他の地域の保全管理活動を見学することも地域における保全管理体制の強化につながります。他の地域において、どのような体制で、どのような計画を立て、どのように工夫して行われているかを実際に見聞することにより、今まで当たり前と思っていたことに対する新たな発見があるかもしれません。

また、他の活動を見ることにより、改めて自らのため池の特徴に気づくことがあります。また、他の活動を見て意見交換をすることが刺激となり、帰ってから自らのため池を保全していく際の活力となることが期待されます。

第4章 都道府県、市町村の体制整備

POINT

- ・保全管理組織が適正な管理を行うに当たり、不足している技術力を補うための技術支援体制を構築。
- ・農村工学研究所や水土里ネットで開催している研修により、都道府県内の技術者を育成。
- ・都道府県でも研修を開催し、技術を普及していくことが重要。

ため池の管理は農業者が主体となって行われていますが、高齢化や人手不足により管理組織だけでは、適切な保全管理を行うための技術力が不足している場合があります。また、従来の管理方法だけでは施設の異常を発見できなかったり、ため池を改修したくても、技術的な相談ができなかったりする場合が見受けられます。そこで、都道府県や市町村による支援体制を整備することで保全管理組織に対し、技術的なバックアップを行います。ため池に関する専門技術者の育成については、専門技術者の中核となる“指導技術者”と市町村や管理組織の技術指導にあたる“一般技術者”に区分され、2段階にすることで県内の専門技術者数の拡大と組織化を図ります。

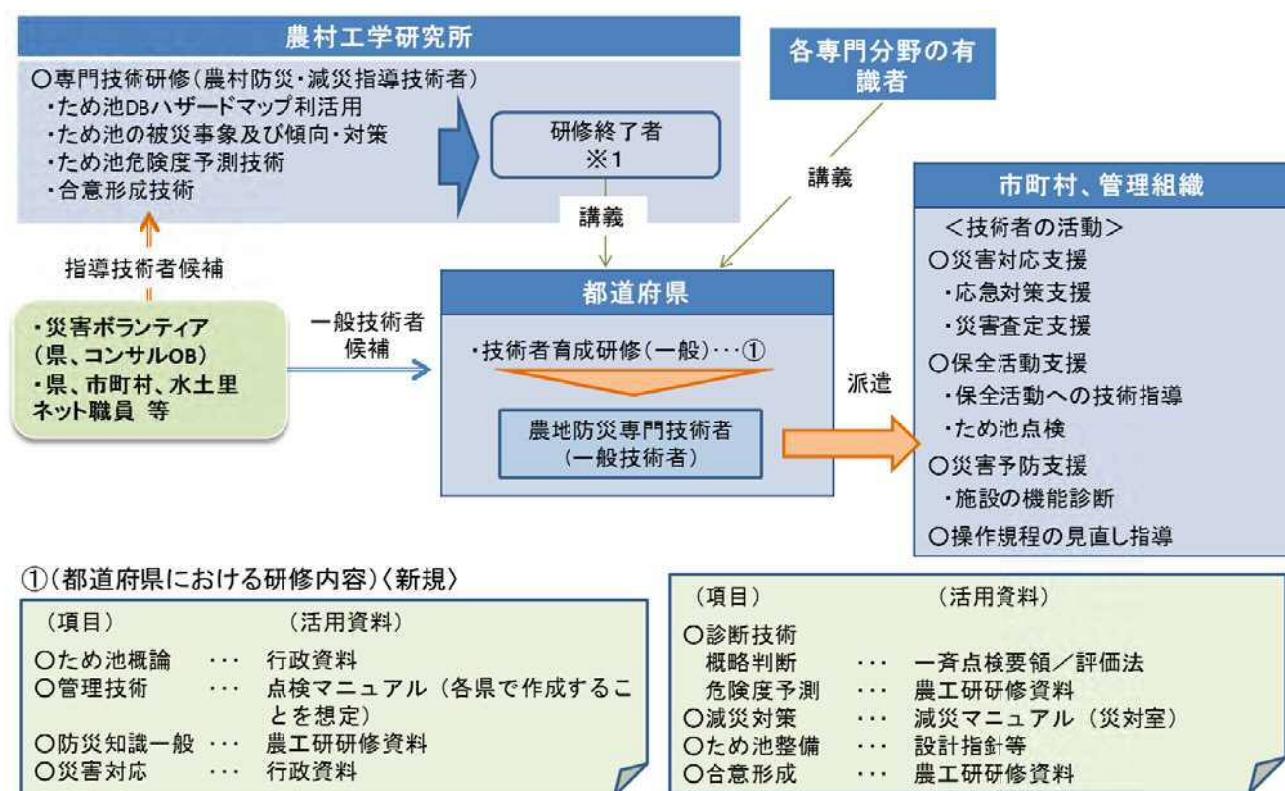


図10 外部支援体制の構築（案）

4.1 指導技術者の育成

農研機構農村工学研究所は、災害対策基本法に基づく指定公共機関として、全国の農業・農村に関する技術を集約し、その開発・普及・指導の中核的な役割を担う機関です。ため池に関する専門技術者の育成については、農村工学研究所で開催されている、ため池の現状から防災・減災対策に対する知識を得るとともに、地域の合意形成に関するワークショップを実際にを行い、合意形成のための進め方を習得するための「専門技術研修（農村防災・減災指導技術者）」を利用することができます。

また、防災だけでなく災害にも対応できるよう、都道府県の水土里ネットで開催している「災害復旧技術向上のための講習」を受けて知識を高めることも考えられます。農村災害復旧専門技術者の認定を受けた者を増やすことで、県の技術支援体制を整えることも重要です。

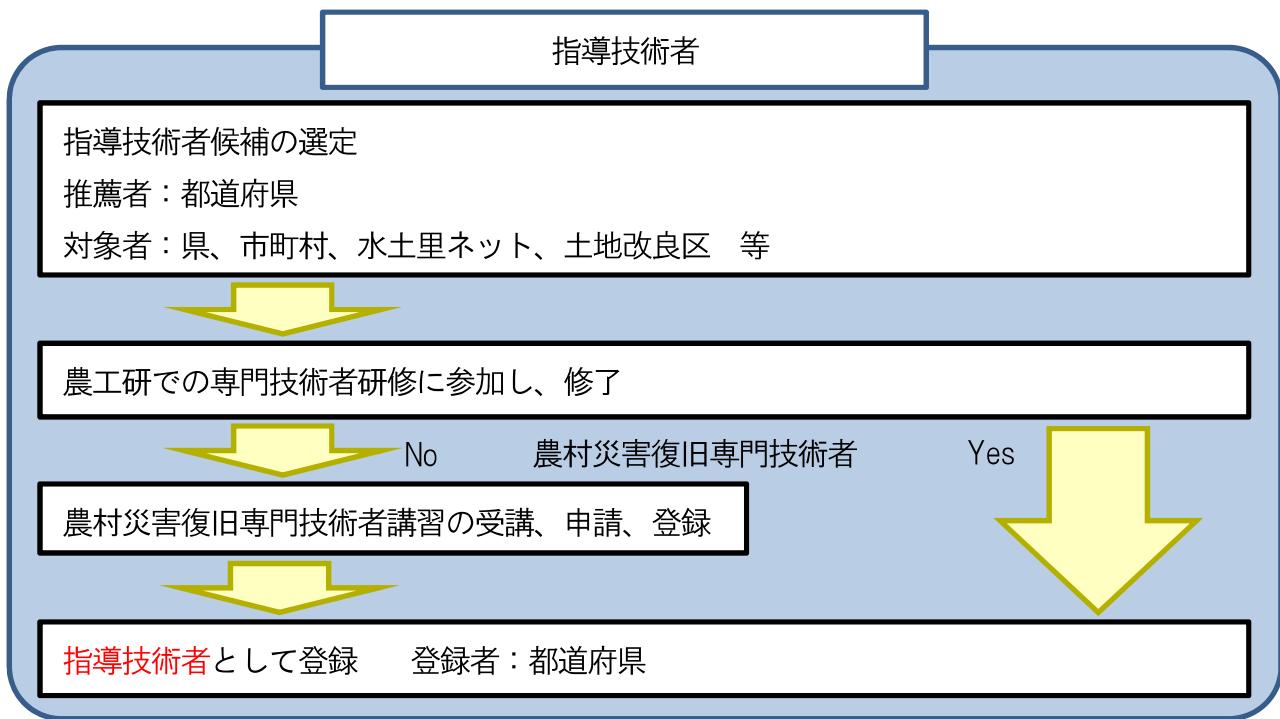


図 11 指導技術者登録までの流れ

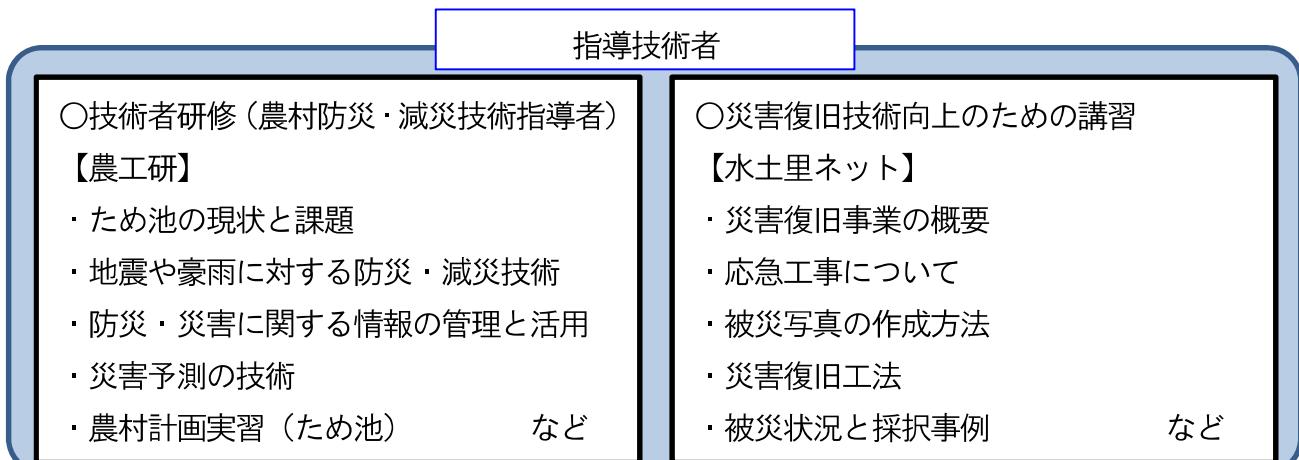


図 12 指導技術者の研修内容（案）

4.2 一般技術者の育成

農村工学研究所において、研修を受けることができる人数は限られるため、都道府県で研修を開催し、防災技術を普及することが重要です。この場合、指導技術者を講師に一般技術者を育成し、農地防災専門技術者チームの組織化に役立てます。なお、研修内容に対し講師が不足している場合には、外部から有識者を呼び開催することも考えられます。

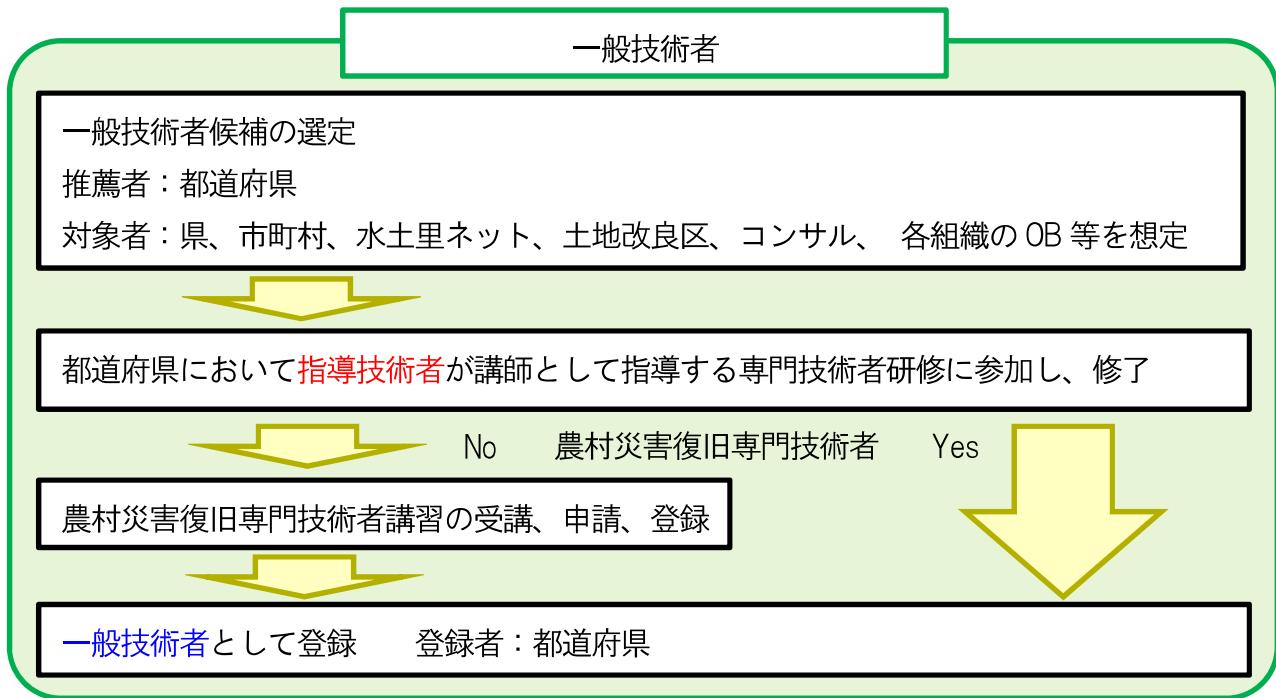


図13 一般技術者登録までの流れ

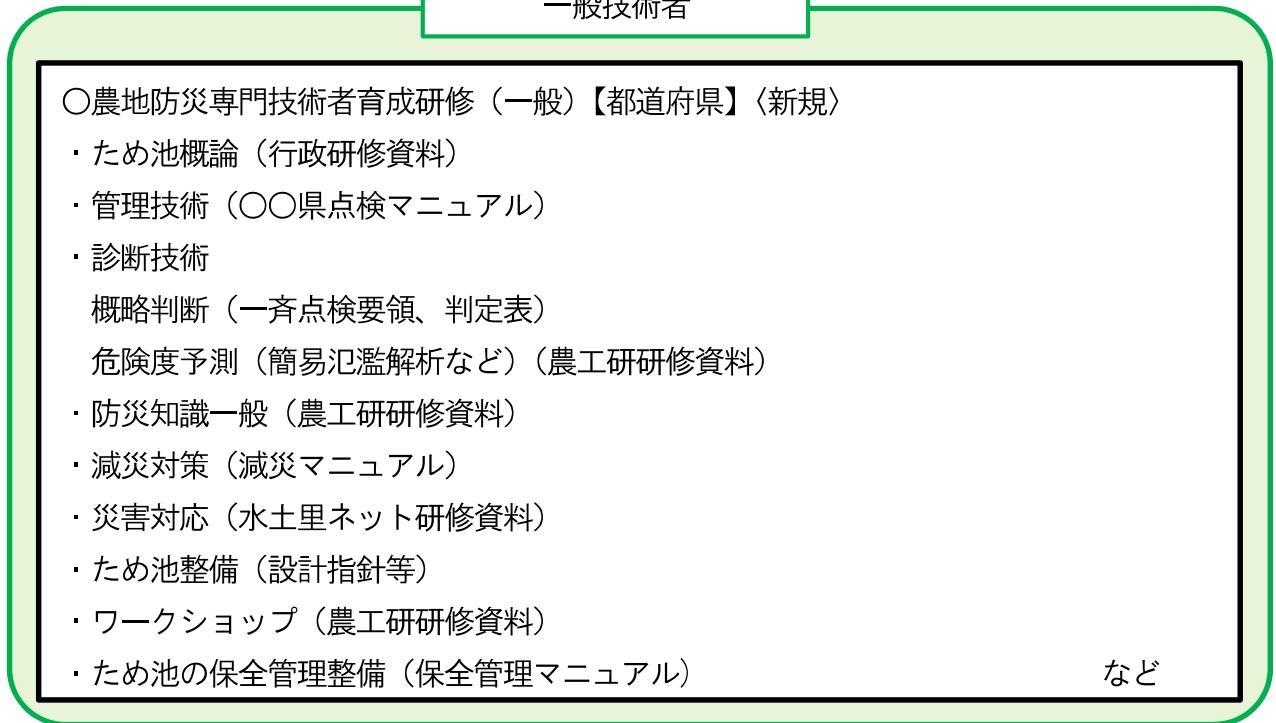


図14 一般技術者の研修内容（案）

4.3 農地防災専門技術者チームの設立

都道府県では、指導技術者及び一般技術者により構成し、ため池の保全管理組織へ技術的支援を行う農地防災専門技術者チームを設立します。現在、都道府県では災害発生時の復旧工事を支援する災害協議会などが設立されていますが、これらの組織内にため池に関する技術支援を行うチームを設けるなど、新たに組織を設立する必要はありません。

4.4 保全管理活動への支援

都道府県で設立された農地防災専門技術者チームは、保全管理体制の整備活動時には、保全管理組織が実施するワークショップなどに参画し、保全管理組織に助言・指導を行います。また、保全管理計画（案）策定後の保全管理活動に参画し、管理上のポイントや考え方を指導します。

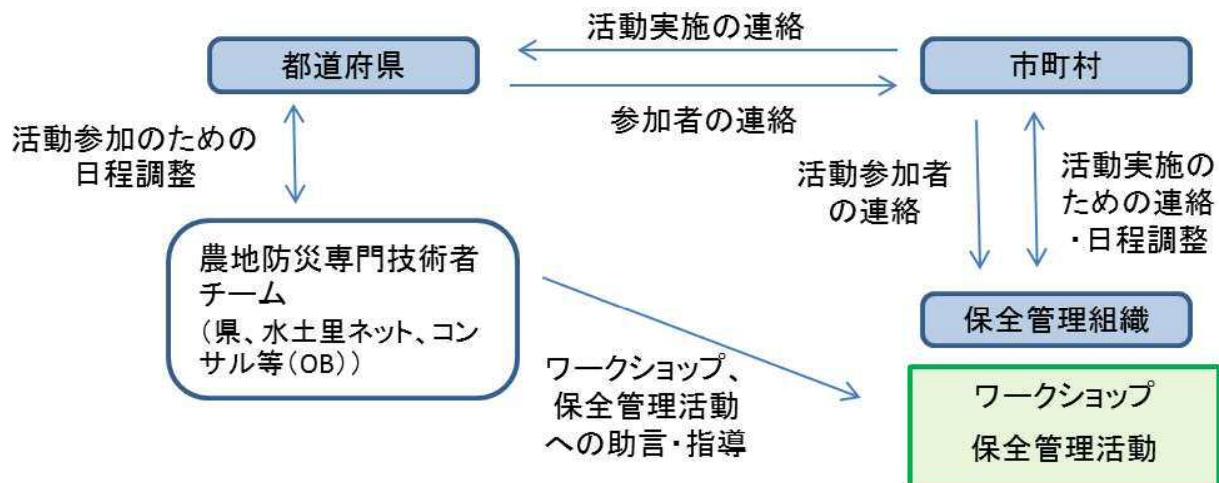


図15 体制整備活動時の支援活動の仕組み

第5章 体制整備後の活動

❶ ポイント

- ・活動計画に基づき実践。
- ・地域住民等が参画できる環境づくりが大切。
- ・市町村は協定に基づき、保全管理組織の活動を支援。
- ・保全管理体制の整備後は、管理による事前防災だけでなく、災害発生を想定した対応についても訓練を行い、備えておく必要。
- ・都道府県や市町村は保全管理組織の要請に基づき、保全管理組織をサポート。

保全管理組織は話し合いにより策定した保全管理計画に基づいて、様々な保全管理活動に参加者が協力して取り組んでいきます。

活動に当たっては自治会や地域で集まる機会を据えて、活動日程や活動内容を確認したり、回覧板や掲示板などを活用して、活動日や時間などをお知らせしたりするなど、できるだけ多くの人が参加できる環境づくりが大切です。

また、事前防災の取組は地域住民にも理解が得られるようため池のリスク評価やハザードマップを活用して、避難ルートや避難先の確認・防災訓練を行うなど共同で行う時間を確保するように努めます。

市町村は保全管理協定に基づき、保全管理組織の活動を支援していきます。各保全管理組織が開催する会合に参加したり、組織の代表者や施設管理者と日ごろから連絡を取り合ったり、現状把握に努めることが大切です。

また、市町村は保全管理組織からため池の異常を伝えられた場合、速やかに現地確認を行うようにします。表面的な異常でも大雨や地震等により、災害に至る場合もあることから、技術的に不明な点があれば、都道府県の担当者に連絡をしたり、専門技術者チームの派遣を要請したりするなど、初動の対応を速やかに行うことが重要です。

保全管理体制を整備した後は、管理による事前防災はもちろんのこと、防災訓練を行うなどして、災害発生時にも備えておく必要があります。

都道府県に設立された農地防災専門技術者チームは、体制整備が完了した保全管理組織や協定を結んでいる市町村に対して、

- ①防災のために行うため池の水位管理などの方法や留意点の助言・指導
- ②農業用施設に対する機能診断の実施
- ③災害発生時の現場指揮や状況確認などの補助
- ④災害復旧に係る調査・測量・設計書作成などに対する技術的な判断に対する助言などを行い、ため池の保全管理から災害時の対応まで幅広く支援することが重要で

す。

多くのため池において保全管理体制が整備され、地域や他の組織とともに継続的に保全管理されることを期待しています。

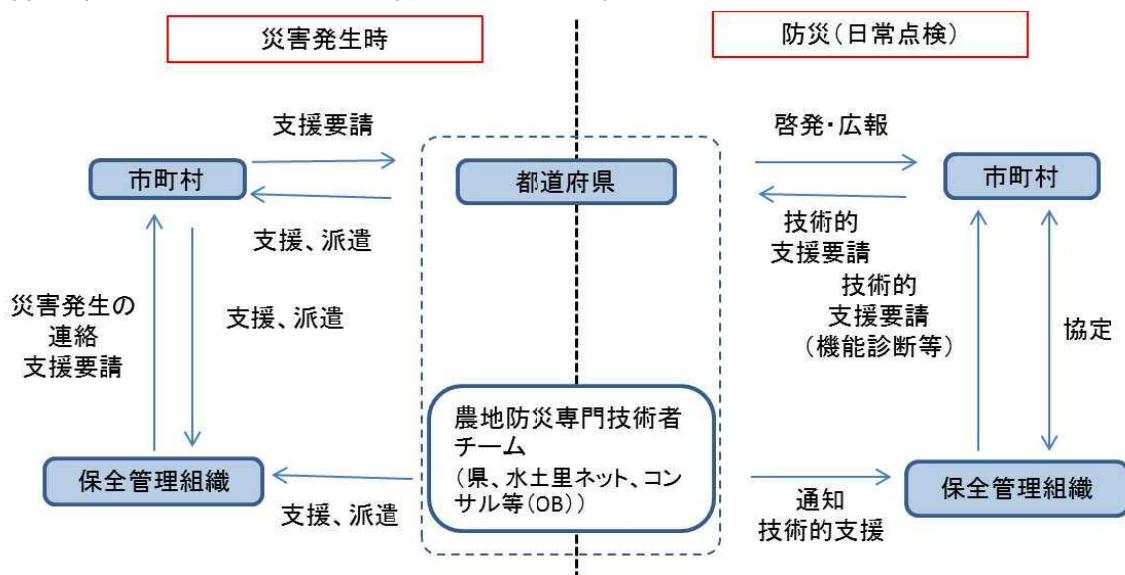
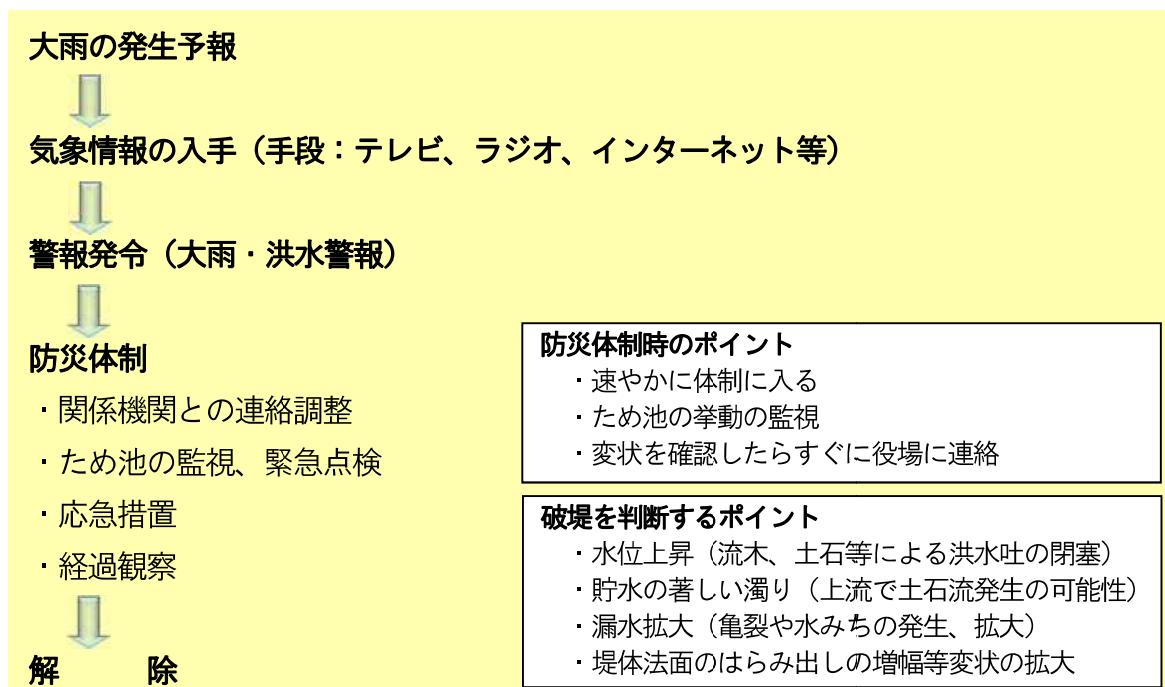


図16 体制整備完了後の支援活動の仕組み

(防災体制の例)

ため池管理組織 代表者 日常管理 非常時管理 ・監視 ・緊急点検	市町村 担当課担当者 相談・診断 緊急体制	都道府県 担当課担当者 指導・診断 緊急体制
---	--------------------------------	---------------------------------

(大雨時行動のフロー例)



第6章 ため池保全体制整備事業の活用

POINT

- ・国庫補助事業により、保全管理体制の整備の支援が可能。
- ・ハード整備を契機として体制の整備を推進。

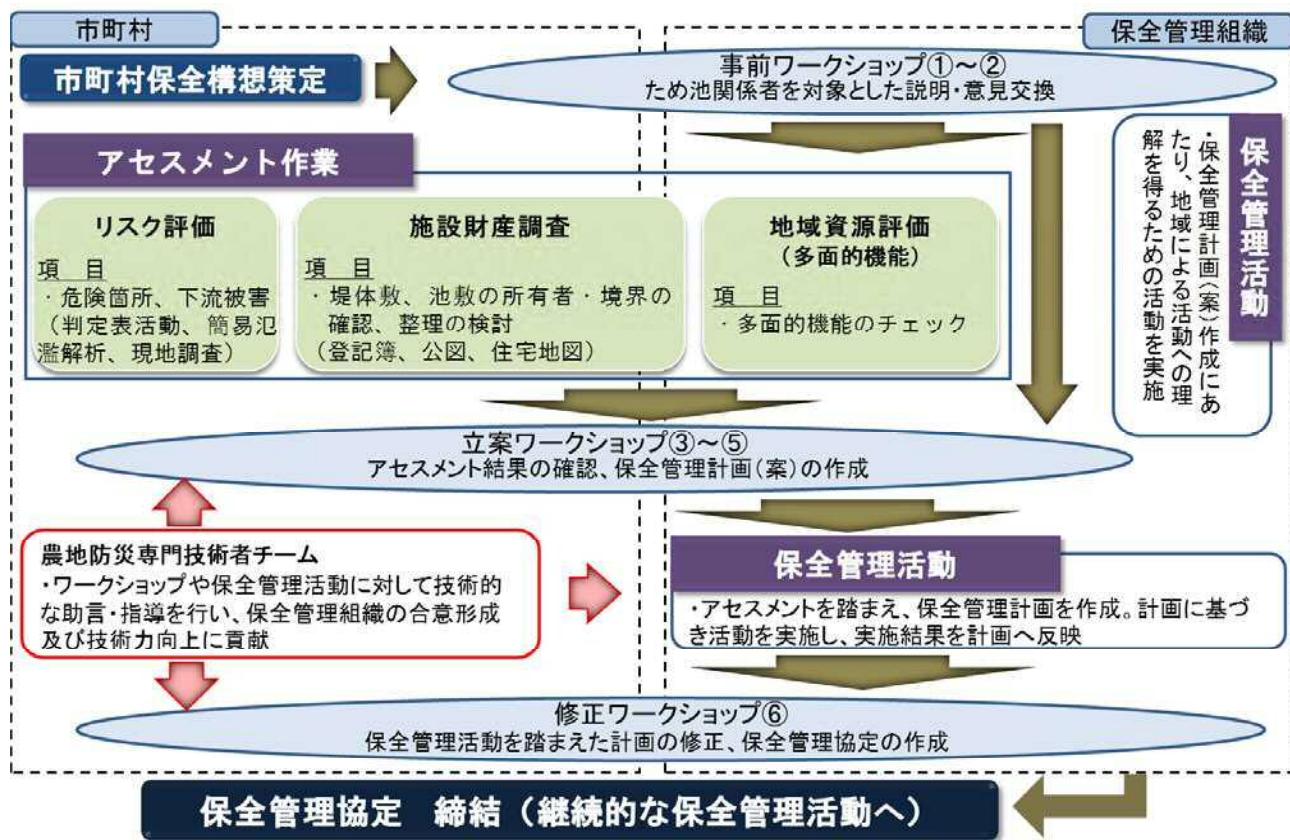
6.1 ため池保全体制整備事業の活用

これまでの各章において、ため池の保全管理体制の基本的な事項や取組の流れ等を記述してきましたが、新しい体制を構築するには、時間や労力だけでなく、活動を開始するに当たっての資金も必要となります。また、ため池の多くは築造されたから、長期間供用されて整備を必要とするものが年々増大していきます。

そこで、国はハード整備をきっかけとして、併せてため池の保全管理体制の整備を進めるために「ため池保全体制整備事業」を創設しており、地方公共団体等はこの事業を活用することができます。

ため池保全体制整備事業は、「農村地域防災減災事業」のため池整備事業の1メニューであり、整備事業に併せて前述した保全管理体制に係る取組に対して、事業予算を充てることができます。

なお、平成26年度に創設した多面的機能支払交付金もため池の保全管理活動の実施に活用できます。



月	1年目 調査計画事業 4	2年目 整備工事 3	3年目 整備工事 4	4年目 12
ため池整備工事				
→ : 調査計画期間 → : 工事実施期間 ○ : ため池等引渡	設計作業 →	整備工事 →	整備工事 →	引き渡し ○
	1年目 活動内容の整理	2年目 アセスメントの実施	3年目 保全管理計画(案) 作成	4年目 保全管理計画の作成・協定の締結
体制整備事業	説明会 ○ 1	アセスメント ○ 2 → ○ 3	保全管理計画(案)の作成 ○ 4 → ○ 5	協定 締結 ○ 6
○ : ワークショップ → : 体制整備活動 → : 保全管理活動				→

図 17 ため池保全体制整備事業を活用した体制整備の例

6.2 事業実施要件等

ため池保全体制整備事業の事業実施要件などは次のとおりです。これらの要件を満たすため池については、事業を活用した体制整備をご検討ください。

【受益面積要件】

- ・事業を実施するため池の受益面積がおおむね5ha（中山間地域においては受益面積おおむね2ha）以上。

【総事業費要件】

- ・総事業費の合計がおおむね800万円以上。

【その他要件】

- ・ため池整備工事の新設又は変更の事業を1箇所以上実施すること。
- ・ため池保全構想がため池整備事業の完了までに策定されることが見込まれること。

【事業実施主体】

- ・都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合、都道府県知事が適当と認めるもの。

【事業実施期間】

- ・おおむね5年間又はため池整備事業の完了までのいずれか短い期間。

6.3 事業の補助対象

本事業の主な補助対象として次のものがありますので、地域の状況に合わせて活用してください。なお、確認したい事項がありましたら、近くの地方農政局（北海道は北海道庁、沖縄県は沖縄総合事務局）へご相談ください。

ため池保全体制整備事業の主な補助対象

- ・ため池保全協議会設立総会の開催
- ・決壊被害想定の検討（例：簡易氾濫解析の実施）
- ・防災訓練の実施
- ・クリーンアップイベント等、地域住民を交えた草刈り、施設点検、池干し等
- ・外来生物の駆除活動
- ・イベントの参加を呼びかけるためのパンフレットの作成
- ・先進地への事例調査
- ・ワークショップの開催
- ・専門技術者の管理組織への派遣

6.4 実施事例

本事業の実施事例を紹介します。今後取り組む際の参考にしてください。
【椎谷池地区（兵庫県豊岡市）】

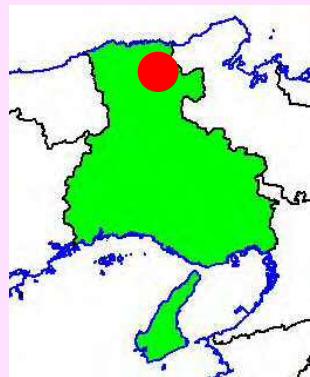
事業の概要

○目的

三宅地区では椎谷池を「三宅地区の財産」としてとらえ、ため池改修を契機に、①農業用水の利水②生活にゆとりと潤いをもたらす③地域の人々のこころを結びつなぐため池として、管理・運営していくと共に、④遊び心も考慮し地域活性化を図ることを目的に、協議会である「椎谷ため池たちはな会」が設立され、保全構想を策定した。

○概要

事業名 ため池等整備事業(一般)(保全体制整備事業)
地区名 椎谷池地区
関係市町村 兵庫県豊岡市
事業工期 平成17年度～平成19年度
受益面積 7ha
主要工事 ため池改修 1カ所、保全体制整備
事業主体 兵庫県



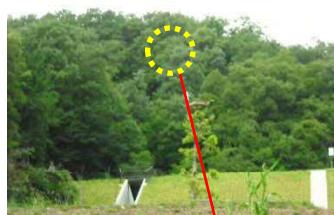
整備前の状況

- 堤体断面不足、パイピングによる漏水等により、破堤の危険にさらされていた。
- 整備を行う椎谷池周辺には、サンショウモ等の希少種が生息していた。
- 高齢化等による維持管理活動の維持が困難となることが懸念されており、地域ぐるみで保全体制の整備が必要だった。



整備後の状況

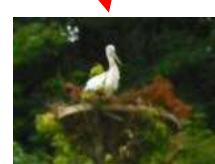
- 堤体の全面改修により洪水被害を未然に防止。
- 地域住民にため池に対する関心を持ってもらい、ため池の自然環境を守るため、地域ぐるみでため池の維持管理を行う体制を整備。
- コウノトリが舞うため池を目指して、池下流にコウノトリの巣塔を設置したり、地域の交流広場となるようにさくらの木を植樹したりするなどの活動が続いている。また、地域の小学校と連携し、ホタルの幼虫を自然放流するなど地域ぐるみの活動が展開されている。



ホタルが舞うため池を目指して、地元小学校と連携！



協議会が中心となり巣塔を設置。
1ヶ月後には、コウノトリがとま
りました！



第7章 各種様式

保全管理体制整備の取組に対応する様式は以下の表のとおりです。

表4 保全管理体制整備の取組内容とその対応様式

保全管理体制整備の取組内容		対応する様式
取組内容	実施者	
第2章 基本事項		
2. 2 ため池の管理区分の検討	都道府県	7. 1 ため池の管理区分と整備の目安
2. 3 保全管理方針の策定	都道府県	7. 2 ため池保全管理方針（案） (参考)ため池保全管理指針（案）
2. 4 保全構想の策定	市町村	7. 3 ため池保全構想（案）
第3章 保全管理組織の体制整備		
3. 3 施設財産調査	市町村、 保全管理組織	7. 4 施設財産調査結果
3. 4 リスク評価	市町村、 保全管理組織	7. 5 リスク評価書
3. 5 地域資源評価	市町村、 保全管理組織	7. 6 ため池の多面的機能チェックシート 7. 7 地域資源評価書
3. 6 立案ワークショップ	保全管理組織	7. 8 保全管理計画書
3. 8 修正ワークショップ	保全管理組織	7. 9 ○○保全管理組織規約（案）
	市町村、 保全管理組織	7. 10 ため池の保全管理に関する協定書（案）

7.1 ため池の管理区分と整備の目安

ため池の管理区分と整備の目安

都道府県名:

ため池の管理区分			組織規約	管理規程	情報連絡体制	ハザードマップ	保全管理計画	人員確保	所有権情報	その他()
管理区分	対象要件	対象箇所数								

○:書類の作成又は条件整備が必要 △:下段の要件を満たす場合、書類の作成又は条件整備が必要

ー:書類の作成等は管理組織の判断による

※1 整備工事を実施する場合

※2 多面的機能支払交付金に取り組む場合

※3 整備工事を実施する又はため池保全体制整備事業に取り組む場合

※4 多面的機能支払交付金又はため池保全体制整備事業に取り組む場合

※5 ○〇に取り組む場合

(注)列「その他」は必要に応じて列を追加すること。

(注)※5以降は必要に応じて追記すること。

7.2 ため池保全管理方針（案）

○○県ため池保全管理方針（案）

第1 目的

本方針は、○○県において、農業生産のみならず、豪雨時の洪水調節、憩いの場や多様な生物の生息地としてなど、多面的な機能を有するため池の保全管理を推進していくための方針を示すものである。

第2 定義

警戒すべきため池とは、以下のいずれかの要件に該当するため池のことをいう。

- 1 決壊した場合に人家や病院、学校などの重要な公共施設へ影響を与えるおそれがあるもの
- 2 堤高 15m 以上であるもの

※本定義は都道府県で設定した定義を記載する。

第3 ○○県の概況

※都道府県のため池等の概況について記載。

第4 対象となるため池

本方針の対象となる農業用ため池は、主として農業用水を確保するために築造された受益面積 0.5ha 以上のものとし、昭和 31 年以降に新設された堤高 15m 以上のダムを除く。

第5 ため池保全協議会

○○県は、多面的な機能を有するため池を保全管理していくための考え方及び方法について、助言・指導を行い、地域活性化や地域の防災力向上に資するため、ため池保全協議会を設置する。

第6 農地防災専門技術者チーム

○○県は、ため池の保全管理や防災・減災、災害発生時の緊急対応等に資するため、農地防災専門技術者チームを設置する。

第7 関係者の役割

○○県、市町村及びため池の管理者（以下、「管理者」という。）は、ため池の適切な管理を着実に行うため、連携して以下の各号に掲げる事項に取り組むよう努めることとする。

- 1 ○○県は、ため池の施設の現状、管理者及び管理状況を把握するとともに、市町村や管理者等が行うため池の保全・管理活動や防災・減災対策の実施などに対し、ため池に関する改修・補修・管理・災害復旧・防災減災対策などの技術情報及び多面的機能の維持・発揮のための活動事例の収集又は提供を行う。
- 2 市町村は、適切なため池の管理が行われるよう、その管内のため池の施設の現状、管理者及び管理状況を把握するとともに、ため池の防災・減災対策の実施や多面的機能の維持・発揮のための活動などの管理者が行う取組を支援する。
- 3 管理者は、ため池の施設機能が良好に維持され、多面的機能が維持・発揮されるよう日常管理を徹底するとともに、豪雨や地震等の非常時には速やかに点検を行うなど監視の強化を図る。
- 4 ため池保全協議会は、第5に定める目的が達成されるよう助言及び指導するものとする。
- 5 農地防災専門技術者チームは、市町村及び管理組織の防災・減災活動の支援、災害発生時の補助活動等を実施するものとする。

第8 ため池に関する情報の整備

○○県、市町村及び管理者は、ため池の現状を把握し、得られた情報を適正な管理に活かしていくため、以下の各号に掲げる事項に努めることとする。

- 1 ○○県は、受益面積0.5ha以上のため池に関する情報を整備するとともに、○○県が別に定める頻度に基づき、情報の更新を行う。特に、警戒すべきため池については最新の情報を把握するものとする。
- 2 ○○県は、次の各号に掲げる事項を備えたため池データベースを整備する。
 - (1) 名称
 - (2) 所在
 - (3) 施設所有者・管理者
 - (4) 諸元・構造
 - (5) 点検及び機能診断の結果履歴
 - (6) 改修・更新履歴
 - (7) 被災・災害復旧履歴
 - (8) その他別に定める事項

- 3 市町村は、必要に応じて〇〇県にため池の現状把握等に関する報告する。
- 4 市町村は、多くのため池の築造年代が古く、共同管理されている現状に鑑み、ため池の所有権についての情報を整理、保管する。

第9 ため池の管理

管理者は、ため池を良好な状態に保つため、市町村及び農地防災専門技術者チームと連携・協力し、以下の各号に掲げる事項に努めることとする。管理に当たっては、〇〇県が定めている〇〇県保全管理マニュアル、点検マニュアルに従って実施する。

- 1 ため池については、農業用水の確保、洪水流量の調整、洪水や地震に対する構造上の安全性の確保など、その機能が健全に保持できるよう良好な状態に保つ。
- 2 ため池の操作について、その機能が損なわれないとともに、下流の安全が確保されるよう管理規程を定めて、必要な操作を行うものとする。また、日常点検や機能診断の結果、ため池の安全性を確保することが難しいと判断される場合は、ため池の貯水位を下げるなど、必要な措置を講じる。
- 3 ため池の良好な管理のため、日頃からため池の周辺の状況を把握し、必要に応じて保全対策を実施する。
- 4 釣りや遊泳等が予想される場合にあっては、安全柵などの転落防止策や危険を表示する看板を設置するなど安全対策を講じる。
- 5 豪雨、地震等が発生した場合に速やかに緊急時の連絡や緊急点検を行うための体制を整える。
- 6 ため池の堤体及び地山に漏水、変形等が生じている場合にあっては速やかに必要な措置をとる。
- 7 特に警戒すべきため池について、日常点検・連絡体制を整え、適切に管理する。

第10 その他別に定める事項

※都道府県で独自に定めるものを記載する。

例) ため池の保全管理について啓発を積極的に実施する期間を設ける

附 則

この方針は平成〇〇年〇月〇日より施行する。

7.3 ため池保全構想（案）

■■町ため池保全構想（案）

第1 目的

本構想は、■■町において、農業生産のみならず、豪雨時の洪水調節、憩いの場や多様な生物の生息地としてなど、多面的な機能を有するため池の保全管理を実施していくための方針を示すものである。

第2 定義

警戒すべきため池とは、以下のいずれかの要件に該当するため池のことをいう。

- 1 決壊した場合に人家や病院、学校などの重要な公共施設へ影響を与えるおそれがあるもの
- 2 堤高 15m 以上であるもの

※本定義は都道府県で設定した定義を記入する。

第3 ■■町の概況

※市町村のため池等の概況について記載。

第4 対象となるため池

本構想の対象となる農業用ため池は、主として農業用水を確保するために築造された受益面積 0.5ha 以上のものとし、昭和 31 年以降に新設された堤高 15m 以上のダムを除く。

第5 関係者の役割

■■町及びため池の管理者（以下、「管理者」という。）は、ため池の適切な管理を着実に行うため、連携して以下の各号に掲げる事項に取り組むよう努めることとする。

- 1 ■■町は、適切なため池の管理が行われるよう、ため池の施設の現状、管理者及び管理状況を把握するとともに、ため池の防災・減災対策の実施や多面的機能の維持・発揮のための活動などの管理者が行う取組を支援する。
- 2 管理者は、ため池の施設機能が良好に維持され、多面的機能が維持・発揮されるよう日常管理を徹底するとともに、豪雨や地震等の非常時には速やかに点検を行うなど監視の強化を図る。なお、地震時の点検は■■町が主体となり、管理者と連携を図るものとする。

第6 ため池に関する情報の整備

- 1 ■■町は、必要に応じて○○県にため池の現状把握等に関して報告する。
- 2 ■■町は、多くのため池の築造年代が古く、共同管理されている現状に鑑み、ため池の所有権についての情報を整理、保管する。

第7 ため池の管理

管理者は、ため池を良好な状態に保つため、■■町と連携・協力し、以下の各号に掲げる事項に努めることとする。

- 1 ため池については、農業用水の確保、洪水流量の調整、洪水や地震に対する構造上の安全性の確保など、その機能が健全に保持できるよう良好な状態に保つ。
- 2 ため池の操作について、その機能が損なわれないとともに、下流の安全が確保されるよう管理規程を定めて、必要な操作を行うものとする。また、日常点検や機能診断の結果、ため池の安全性を確保することが難しいと判断される場合は、ため池の貯水位を下げるなど、必要な措置を講じる。
- 3 ため池の良好な管理のため、日頃からため池の周辺の状況を把握し、必要に応じて保全対策を実施する。
- 4 釣りや遊泳等が予想される場合にあっては、安全柵や危険を表示する看板を設置するなど安全対策を講じる。
- 5 豪雨、地震等が発生した場合に速やかに緊急時の連絡や緊急点検を行うための体制を整える。
- 6 ため池の堤体及び地山に漏水、変形等が生じている場合にあっては速やかに必要な措置をとる。
- 7 特に警戒すべきため池について、日常点検・連絡体制を整え、適切に管理する。

第8 その他別に定める事項

※市町村で独自に定めるものを記載する。

- 例) ため池の保全管理について啓発を積極的に実施する期間を設ける。
- 例) 上記以外の事項については、○○条例（○○年○月○日 ■■町条例第○○号）によることとする。

附 則

この構想は平成○○年○月○日より施行する。

7.4 施設財産調査結果

施設財産調査結果

組織名：_____

1. 対象ため池及び施設管理者

ため池名		施設管理者名	
------	--	--------	--

2. 所有権の確認

	登記簿・公園等の記載情報					所有権の確認結果			
	番地	面積 (m ²)	登記者	登記期日	確認書類	現在の管理者	登記との一致	登記者との関係	所有権処理状況
堤体敷									
池敷									
その他 (洪水吐)									

※必要に応じて行を追加すること。

3. 今後の対応(全体方針)

今後、ため池を保全管理していく上で、るべき所有権の姿及びそれに向けた今後の対応を記入する。

--

7.5 リスク評価書

リスク評価書

組織名:

1. 対象ため池

名称	
----	--

2. 判定表による評価

豪雨	<input type="checkbox"/> 緊急整備の優先度が高い	地震	<input type="checkbox"/> 緊急整備の優先度が高い
	<input type="checkbox"/> 早急な整備が望まれる		<input type="checkbox"/> 早急な整備が望まれる
	<input type="checkbox"/> 整備の緊急性は低い		<input type="checkbox"/> 整備の緊急性は低い

3. 現地調査による整備の優先度

堤体の損傷や付帯施設の劣化状況等を現地にて確認し、整備の優先度を記入する。

--

4. 簡易氾濫解析による評価

実施した場合は解析結果(浸水範囲)の図を添付すること。

5. その他 地域で留意すべき事項

--

6. 危険箇所及び対策

6.1 ため池及び付帯施設

施設名	危険箇所	危険理由	対策
堤体			
洪水吐			
取水施設			
水路			
その他			

6.2 下流

施設名	危険箇所	危険理由	対策
人家			
道路			
農地			
公共施設			
その他			

6.3 リスクを踏まえた総合的な対策

--

7.6 ため池の多面的機能チェックシート

ため池の多面的機能チェックシート

○ 評価結果の欄には、評価方法にある「○、△、×、ー」のいずれかを記入する。

○ 重要性の欄には、評価結果より向上させていく項目には「◎」、維持していく項目には「○」を記入する。

大分類	小分類	項目番号	チェック項目	評価方法	評価結果	重要性
利水	a 水産	1	魚類（□□種）の放流	【放流活動実施の有無】 ○：継続的に放流を実施（複数年）し、モニタリング調査を実施している。 △：試験的又は隔年等に放流を実施している。 ー：実施していない。		
		2	□□の養殖による漁獲量	【漁獲量（t）】 ○：漁獲量が過去□年間の平均と比較して同等以上。 △：漁獲量が過去□年間の平均と比較して□□%以上同等未満。 ×：漁獲量が過去□年間の平均と比較して□□%未満。 ー：内水面漁業を実施していない。		
		3	□□の栽培による生産量 注）案1～2の中から評価する上でもっとも適切と考えられるものを選択し、評価結果を記入すること。	【生産量（t）】（案1） ○：生産量が過去□年間の平均と比較して同等以上。 △：生産量が過去□年間の平均と比較して□□%以上同等未満。 ×：生産量が過去□年間の平均と比較して□□%未満。 ー：内水面利用を実施していない。 【ため池内の農業生産場所として活用】（案2） ○：毎年ため池内を農業生産場所として活用。 △：隔年～数年に一回ため池内を農業生産場所として活用。 ー：ため池内を農業生産場所として活用しない。		
		4	池干し時にため池の栄養分を海へ送るための放流を実施	【放流の実施の有無】 ○：同一水系の複数のため池と調整をした上で継続的に放流を実施している。 △：試験的又は隔年等に放流を実施している。 ー：放流を実施していない。		
	b 発電	5	発電機能	【活動の実施の有無】 ○：水面又は流水を利用した発電を行っている。（水流：小水力） △：水面又は流水を利用した発電を行う予定。 ー：発電機能を有していない。		
	b 水質保全	6	草刈・清掃活動（クリーンアップ活動） (後掲12①、19、31)	【活動の実施の有無】 ○：継続的に清掃活動（草刈の場合は年に複数回）を実施。 △：試験的又は隔年で清掃活動（草刈の場合は年に1回以下）を実施。 ×：清掃活動を実施していない。		
		7	池干しの実施 (後掲9)	【池干しの実施の有無】 ○：生態系調査やコミュニティの形成を図る活動と併せて池干しを実施。 △：池干しきを実施。 ー：池干しきを実施していない。		
		8	浄化機能を持つ施設等の整備（潜堤の設置、浄化施設の設置、ヨシ等の植栽など）	【施設の設置の有無】 ○：水質保全施設を設置し、水質のモニタリングを実施している。 △：水質保全施設を設置しているが、水質のモニタリングは実施していない。 ×：水質保全施設を設置していない。（必要であると想定される場合） ー：水質保全施設の設置が必要ない。 【水質(ppm等)】 ○：調査対象項目としている水質項目が基準値内となっている。 △：調査対象項目としている水質項目が基準値内となっていない。 ×：水質を調査していない。（必要であると想定される場合又は必要性が分からぬ場合） ー：水質調査が必要ない。		
自然環境保全	c 生態系保全	9	池干しの実施 (再掲7)	項目番号7と同じ。		
		10	市町村等による保全区域、自然公園などへの指定 (後掲18)	【地域指定の有無】 ○：保全区域、自然公園等へ指定している。 △：保全区域、自然公園等へ指定する予定がある又は現在検討している。 ×：保全区域、自然公園等について検討していない。 ー：保全区域、自然公園等に指定しないこととしている。		
		11	生態系保全施設の設置（ワンド、魚道、魚巣、置き石、観測ポイント、緩傾斜地の設置等）	【施設の設置の有無】 ○：生態系保全施設を設置し、生態系調査を実施している。 △：生態系保全施設を設置しているが、生態系調査は実施していない。 ×：生態系保全施設を設置していない。（必要であると想定される場合又は必要性が分からぬ場合） ー：生態系保全施設の設置が必要ない。		

大分類	小分類	項目番号	チェック項目	評価方法	評価結果	重要性
自然環境保全	c 生態系保全	12	生態系保全活動の実施 ①草刈・清掃活動（クリーンアップ活動） (再掲6、後掲19、31)	項番6と同じ。		
			②外来種の駆除	【活動の実施の有無】 ○：継続的に駆除活動を実施している。 △：試験的又は隔年で駆除活動を実施している。 ×：駆除活動を実施していない。 —：駆除活動を実施する必要がない。		
			③動植物の保護のためのモニタリング調査	【動植物の出現種数の増減（種）】 ○：出現種数が過去□年間の平均と比較して同等以上。 △：出現種数が過去□年間の平均と比較して□□%以上同等未満。 ×：出現種数が過去□年間の平均と比較して□□%未満。 —：調査を実施していない。 【希少種等、調査対象とする動植物の生息の有無】 ○：昨年度から継続して生息が確認できた。 △：昨年度は生息が確認できたが当該年度は確認できなかつた。 ×：過去生息が確認できたが、2年以上連続して生息が確認できなかつた。 —：特定の動植物の調査を実施していない。		
			④在来動植物（貴重種含む）の保全活動	【活動の実施の有無】 ○：保全活動を実施している。 △：試験的又は隔年で保全活動を実施している。 ×：保全活動を実施していない。 —：保全活動を実施する必要がない。		
			13 景観資産（池と水源かん養林景観等）	【景観資産登録の有無】 ○：景観資産へ指定している。 △：景観資産へ指定する予定がある又は現在検討している。 ×：景観資産について検討していない。 —：景観資産に指定しないこととしている。		
		14	①非かんがい期の管理水位の低下 ②洪水吐の切り下げの実施 ③緊急放流施設の設置	【洪水調整容量（m ³ ）又は水位低下（m）】※期間限定期も可 ○：ため池の洪水調節容量□□□m ³ 確保。（貯水位を□m低下） △：ため池の洪水調節容量□□□m ³ 確保。（貯水位を□m低下） ×：ため池の洪水調節容量が確保できていない。（必要であると想定される場合） —：ため池の洪水調節容量を確保する必要がない。		
				【活動の実施の有無】 ○：余水吐の切り欠き等、治水対策を実施している。 △：余水吐の切り欠き等、治水対策を実施予定。 —：余水吐の切り欠き等、治水対策を実施予定がない。		
		15	洪水予想時の事前放流の実施	【事前放流実施体制の有無】 ○：事前放流が実施できる体制が整備されている。 ×：事前放流が実施できる体制が整備されていない。（必要であると想定される場合） —：事前放流の実施が必要ない。		
	e 防火用水	16	緊急時に防火用水として利用	【防火用水利用体制の有無】 ○：防火用水利用ができる体制が整備されている。 ×：防火用水利用ができる体制が整備されていない。（必要であると想定される場合） —：防火用水利用が必要ない。		
		17	ため池を利用した防災訓練の実施	【防災訓練実施の有無】 ○：ハザードマップを利用し継続的にため池を利用した防災訓練を実施している。 △：試験的又は隔年等でため池を利用した防災訓練を実施している。 ×：ため池を利用した防災訓練を実施していない。（必要であると想定される場合） —：ため池を利用した防災訓練の実施が必要ない。		
親水	f 景観形成	18	市町村等による保全区域、自然公園などへの指定 (再掲10)	項番10と同じ。		
		19	草刈・清掃活動（クリーンアップ活動） (再掲6、12①、後掲31)	項番6と同じ。		

大分類	小分類	項目番号	チェック項目	評価方法	評価結果	重要性
f 景観形成	20	周辺環境に合わせた整備（公園、ワンド、散策道等の設置） 注) 案1～3の中から評価する上で最も適切と考えられるものを選択し、評価結果を記入すること。	【施設の活用度】（案1） ○：景観形成施設を設置し、活用人数が目標としている年間□□人以上（又はレクリエーション等に施設を活用）。 △：景観形成施設を設置し、活用人数が目標の5割以上。 ×：景観形成施設を設置しているが、活用人数が目標の5割未満又は活用実態は把握していない。 －：景観形成施設を設置していない。 【施設の活用度】（案2） ○：景観形成施設を設置し、活用人数が過去□年間の平均と比較して同等以上。 △：景観形成施設を設置し、活用人数が過去□年間の平均と比較して□□%以上同等未満。 ×：景観形成施設を設置し、活用人数が過去□年間の平均と比較して□□%未満又は活用実態を把握していない。 －：景観形成施設を設置していない。 【施設の活用度】（案3） ○：景観形成施設を設置し、活用人数が□□人以上。 △：景観形成施設を設置し、活用人数が□□人以上□□人未満。 ×：景観形成施設を設置し、活用人数が□□人未満又は活用実態を把握していない。 －：景観形成施設を設置していない。			
	21	自然・観光、歴史・文化、都市景観等の景観形成拠点	【景観形成の状況】 ○：豊かな自然景観や水辺景観を魅力ある景観や歴史的、文化的な雰囲気を醸し出す景観があり、景観形成活動を実施している。 ×：景観形成活動を実施していない。 －：景観形成活動を実施する必要がない。			
	22	築造にまつわる言い伝え等の継承	【活動回数（又は参加人数）】 ○：ため池にまつわる言い伝え等を継承するための講演等を目標値の年に□回（□□人／年に対して）以上実施。又はため池にまつわる言い伝え等を継承するための展示等を常時実施。（□□人／年來館） △：ため池にまつわる言い伝え等を継承するための展示等を目標値の5割以上で実施。（□日／年、□□人／年） ×：ため池にまつわる言い伝え等を継承するための取り組みを実施していない。 －：ため池にまつわる言い伝え等がない。			
g 文化伝承	23	ため池に関連するお祭りや伝統行事の実施 注) 案1～3の中から評価する上で最も適切と考えられるものを選択し、評価結果を記入すること。	【活動回数（又は参加人数）】（案1） ○：ため池に関連する行事への参加人数が目標値（□□人／年（回））以上。 △：ため池に関連する行事への参加人数が目標値の5割（□□人／年（回））以上。 ×：ため池に関連する行事への参加人数が目標値の5割（□□人／年（回））未満又は把握していない。 －：ため池に関連する行事を実施していない。 【活動回数（又は参加人数）】（案2） ○：ため池に関連する行事への参加人数が過去□年間の平均と比較して同等以上。 △：ため池に関連する行事への参加人数が過去□年間の平均と比較して□□%以上同等未満。 ×：ため池に関連する行事への参加人数が過去□年間の平均と比較して□□%未満又は把握していない。 －：ため池に関連する行事を実施していない。 【活動回数（又は参加人数）】（案3） ○：ため池に関連する行事への参加人数が□□人／年（回）以上。 △：ため池に関連する行事への参加人数が□□人／年（回）以上□□人／年（回）未満。 ×：ため池に関連する行事への参加人数が□□人／年（回）未満又は把握していない。 －：ため池に関連する行事を実施していない。			

大分類	小分類	項目番号	チェック項目	評価方法	評価結果	重要性
親水	h 親水空間	24	親水空間の整備（公園、ワンド、散策道等の設置） 注）案1～3の中から評価する上で最も適切と考えられるものを選択し、評価結果を記入すること。	【施設の活用度】（案1） ○：親水施設を設置し、活用人数が目標値の年間□□人以上（かつ、レクリエーション等に施設を活用）している。 △：親水施設を設置し、活用人数が目標値の5割以上。 ×：親水施設を設置しているが、活用人数が目標値の5割未満又は活用実態を把握していない。 —：親水施設の設置がない。		
				【施設の活用度】（案2） ○：親水施設を設置し、活用人数が過去□年間の平均と比較して同等以上。 △：親水施設を設置し、活用人数が過去□年間の平均と比較して□□%以上同等未満。 ×：親水施設を設置しているが、活用人数が過去□年間の平均と比較して□□%未満又は活用実態を把握していない。 —：親水施設の設置がない。		
				【施設の活用度】（案3） ○：親水施設を設置し、活用人数が□□人以上。 △：親水施設を設置し、活用人数が□□人以上□□人未満。 ×：親水施設を設置しているが、活用人数が□□人未満又は活用実態を把握していない。 —：親水施設の設置がない。		
	25	レクリエーション施設の設置（釣り堀、ボート、散策道等） 注）案1～3の中から評価する上で最も適切と考えられるものを選択し、評価結果を記入すること。		【施設の活用度】（案1） ○：レクリエーション施設を設置し、活用人数が目標値の年間□□人以上。 △：レクリエーション施設を設置し、活用人数が目標値の5割以上。 ×：レクリエーション施設を設置しているが、活用人数が目標値の5割未満又は活用実態を把握していない。 —：レクリエーション施設の設置がない。		
				【施設の活用度】（案2） ○：レクリエーション施設を設置し、活用人数が過去□年間の平均と比較して同等以上。 △：レクリエーション施設を設置し、活用人数が過去□年間の平均と比較して□□%以上同等未満。 ×：レクリエーション施設を設置しているが、活用人数が過去□年間の平均と比較して□□%未満又は活用実態を把握していない。 —：レクリエーション施設の設置がない。		
				【施設の活用度】（案3） ○：レクリエーション施設を設置し、活用人数が□□人以上。 △：レクリエーション施設を設置し、活用人数が□□人以上□□人未満。 ×：レクリエーション施設を設置しているが、活用人数が□□人未満又は活用実態を把握していない。 —：レクリエーション施設の設置がない。		
	i レクリエーション	26	レクリエーション活動の実施 注）【活動回数（又は参加人数）】については、案1～3の中から評価する上で最も適切と考えられるものを選択し、評価結果を記入すること。	【活動回数（又は参加人数）】（案1） ○：レクリエーション活動を毎年実施し、参加人数が目標値の（□□人／年（回））以上。 △：レクリエーション活動を隔年等で実施し、参加人数が目標値の5割以上。 ×：レクリエーション活動を隔年等で実施しているが、参加人数が目標値の5割未満又は参加人数を把握していない。 —：レクリエーション活動を実施していない。		
				【活動回数（又は参加人数）】（案2） ○：レクリエーション活動を毎年実施し、参加人数が過去□年間の平均と比較して同等以上。 △：レクリエーション活動を隔年等で実施し、参加人数が過去□年間の平均と比較して□□%以上同等未満。 ×：レクリエーション活動を隔年等で実施しているが、参加人数が過去□年間の平均と比較して□□%未満又は参加人数を把握していない。 —：レクリエーション活動を実施していない。		
				【活動回数（又は参加人数）】（案3） ○：レクリエーション活動を毎年実施し、参加人数が□□人／年（回）以上。 △：レクリエーション活動を隔年等で実施し、参加人数が□□人／年（回）以上□□人／年（回）未満。 ×：レクリエーション活動を隔年等で実施しているが、参加人数が□□人／年（回）未満又は参加人数を把握していない。 —：レクリエーション活動を実施していない。		
				【連携度】 ○：地域の活動組織と連携してレクリエーション活動を実施 △：実施に必要不可欠な組織（所有、管理等責任組織）のみでレクリエーション活動を実施 —：レクリエーション活動を実施していない。		

大分類	小分類	項目番号	チェック項目	評価方法	評価結果	重要性	
親水	j コミュニティ形成	27	ため池に関連するお祭りや伝統行事の実施 注)【活動回数(又は参加人数)】については、案1～3の中から評価する上で最も適切と考えられるものを選択し、評価結果を記入すること。	【活動回数(又は参加人数)】(案1) ○:伝統行事等を毎年実施し、参加人数が目標値の(□□人／年(回))以上。 △:伝統行事等を隔年等で実施し、参加人数が目標値の5割以上。 ×:伝統行事等を隔年等で実施しているが、参加人数が目標値の5割未満又は参加人数は把握していない。 ー:伝統行事等がない。			
				【活動回数(又は参加人数)】(案2) ○:伝統行事等を毎年実施し、参加人数が過去□年間の平均と比較して同等以上。 △:伝統行事等を隔年等で実施し、参加人数が過去□年間の平均と比較して□□%以上同等未満。 ×:伝統行事等を隔年等で実施しているが、参加人数が過去□年間の平均と比較して□□%未満又は参加人数は把握していない。 ー:伝統行事等がない。			
				【活動回数(又は参加人数)】(案3) ○:伝統行事等を毎年実施し、参加人数が□□人／年(回)以上。 △:伝統行事等を隔年等で実施し、参加人数が□□人／年(回)以上□□人／年(回)未満。 ×:伝統行事等を隔年等で実施しているが、参加人数が□□人／年(回)未満又は参加人数は把握していない。 ー:伝統行事等がない。			
		28		【連携度】 ○:地域の活動組織と連携して伝統行事等を実施。 △:実施に必要不可欠な組織(所有、管理等責任組織)のみで伝統行事等を実施。 ー:伝統行事等がない。			
				【施設の活用度】(案1) ○:コミュニティの形成に資する施設を設置し、活用人数が目標値の年間□□人以上(かつ、レクリエーション等に施設を活用)。 △:コミュニティの形成に資する施設を設置し、活用人数が目標値の5割以上。 ×:コミュニティの形成に資する施設を設置しているが、活用人数が目標値の5割未満又は活用実態は把握していない。 ー:コミュニティの形成に資する施設がない。			
	j コミュニティ形成	28	地域住民が憩いの場として活用するための施設整備(散策道、ベンチバーゴラ等の設置) 注)案1～3の中から評価する上で最も適切と考えられるものを選択し、評価結果を記入すること。	【施設の活用度】(案2) ○:コミュニティの形成に資する施設を設置し、活用人数が過去□年間の平均と比較して同等以上。 △:コミュニティの形成に資する施設を設置し、活用人数が過去□年間の平均と比較して□□%以上同等未満。 ×:コミュニティの形成に資する施設を設置しているが、活用人数が過去□年間の平均と比較して□□%未満又は活用実態は把握していない。 ー:コミュニティの形成に資する施設がない。			
				【施設の活用度】(案3) ○:コミュニティの形成に資する施設を設置し、活用人数が□□人以上。 △:コミュニティの形成に資する施設を設置し、活用人数が□□人以上□□人未満。 ×:コミュニティの形成に資する施設を設置しているが、活用人数が□□人未満又は活用実態は把握していない。 ー:コミュニティの形成に資する施設がない。			
		29		【活動回数(又は参加人数)】(案1) ○:管理活動を毎年実施し、参加人数が目標値の(□□人／年(回))以上。 △:管理活動を隔年等で実施し、参加人数が目標値の5割以上。 ×:管理活動を隔年等で実施しているが、参加人数が目標値の5割未満又は参加人数は把握していない。 ー:管理活動を実施していない。			
				【活動回数(又は参加人数)】(案2) ○:管理活動を毎年実施し、参加人数が目標値の過去□年間の平均と比較して同等以上。 △:管理活動を隔年等で実施し、参加人数が過去□年間の平均と比較して□□%以上同等未満。 ×:管理活動を隔年等で実施しているが、参加人数が過去□年間の平均と比較して□□%未満又は参加人数は把握していない。 ー:管理活動を実施していない。			
				【活動回数(又は参加人数)】(案3) ○:管理活動を毎年実施し、参加人数が□□人／年(回)以上。 △:管理活動を隔年等で実施し、参加人数が□□人／年(回)以上□□人／年(回)未満。 ×:管理活動を隔年等で実施しているが、参加人数が□□人／年(回)未満又は参加人数は把握していない。 ー:管理活動を実施していない。			

大分類	小分類	項目番号	チェック項目	評価方法	評価結果	重要性
親水	j コミュニティ形成	30	交通アクセス	【利便性】 ○ :ため池に舗装された道路が接続又は隣接している。 △ :ため池に入るための道路が接続されているが、舗装されていない。 — :ため池に入るための道路がない。		
		31	草刈・清掃活動（クリーンアップ活動）（再掲6、12①、19）	項目番号6と同じ。		
		32	ハザードマップ作成に係るワークショップの実施	【活動回数（又は参加人数）】 ○ :ハザードマップ作成済であり、ワークショップ及び緊急連絡網・避難経路作成等の実施。 △ :ハザードマップ作成予定である。 — :ハザードマップ作成の予定がない。		
	k 学習教育	33	①学校教育への利用 ②自然学習活動の実施	【活動回数（又は参加人数）】 ○ :ため池に関連する講義等を目標値の年に□回（□□人／年にに対して）以上実施。 △ :ため池に関連する講義等を年に目標値の5割の□回（□□人／年にに対して）以上実施。 × :ため池に関連する講義等を年に目標値の5割の□回（□□人／年にに対して）未満の実施。 — :ため池に関連する講義等を実施していない。		
		34	博物館等と連携した生涯学習の実施	【活動回数（又は参加人数）】 ○ :ため池にまつわる言い伝え等を継承するための講演等を目標値の年に□回（□□人／年にに対して）実施。又はため池にまつわる言い伝え等を継承するための展示等を常時実施。（□□人／年來館） △ :ため池にまつわる言い伝え等を継承するための展示等を目標値の5割以上実施。 × :ため池にまつわる言い伝え等を継承するための展示等を目標値の5割未満。 — :ため池にまつわる言い伝え等を継承するための取り組みを実施していない。		
その他	l その他	35	太陽光パネル等の実施	【活動の実施の有無】 ○ :太陽光パネル設置等の実施。 △ :太陽光パネル設置等の予定である。 — :太陽光パネル等設置の予定がない。		

【ため池の多面的機能項目一覧】

番号	多面的機能の項目
a	水産
b	水質保全
c	生態系保全
d	洪水調整機能
e	防火用水
f	景観形成
g	文化伝承
h	親水空間
i	レクリエーション
j	コミュニティ形成
k	学習教育
l	その他

※水産とは、ハス、じゅんさい等の水草栽培や養魚など内水面漁業等の産業利用をいう。

※洪水調整機能とは機能を賦与したものに限る。

7.7 地域資源評価書

地域資源評価書

組織名:

1. 対象ため池

名称	
----	--

2. 確認された多面的機能のうち、維持していく機能

<input type="checkbox"/> 水産	<input type="checkbox"/> 発電	<input type="checkbox"/> 水質保全	<input type="checkbox"/> 生態系保全
<input type="checkbox"/> 洪水調整機能	<input type="checkbox"/> 防火用水	<input type="checkbox"/> 景観形成	<input type="checkbox"/> 文化伝承
<input type="checkbox"/> 親水空間	<input type="checkbox"/> レクリエーション	<input type="checkbox"/> コミュニティ形成	<input type="checkbox"/> 学習教育
<input type="checkbox"/> その他			
<input type="checkbox"/> 自由記載 ()			

3. 今後、向上又は新たに發揮させていく多面的機能

<input type="checkbox"/> 水産	<input type="checkbox"/> 発電	<input type="checkbox"/> 水質保全	<input type="checkbox"/> 生態系保全
<input type="checkbox"/> 洪水調整機能	<input type="checkbox"/> 防火用水	<input type="checkbox"/> 景観形成	<input type="checkbox"/> 文化伝承
<input type="checkbox"/> 親水空間	<input type="checkbox"/> レクリエーション	<input type="checkbox"/> コミュニティ形成	<input type="checkbox"/> 学習教育
<input type="checkbox"/> その他			
<input type="checkbox"/> 自由記載 ()			

4. 2、3で評価した多面的機能を維持・向上するための実施する活動

7.8 保全管理計画書

保全管理計画書

名称		代表者 氏名	
所在地			

1. 保全管理計画期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

2. 保全管理を行うため池

①	名称		所在地	
②	名称		所在地	

3. 保全管理活動の計画

活動項目	活動内容(注1)	実施時期(注1)
①点検(注2)	★満水時の堤体の孕み出しや漏水などを確認する。	毎年 回(月、 月、 月)
	★巻上げ機、ゲート、斜樋の蓋等を確認する。	毎年 回(月、 月、 月)
	□ため池上流の山林の状況を確認する。	毎年 月
	□ため池の落水による洪水吐や斜樋、底樋等の点検を実施する。	毎年 月
	□その他()	
	□その他()	
②管理(注2)	★堤体の草刈りを実施する。	毎年 回(月、 月、 月)
	★巻上げ機、ゲート、斜樋への潤滑油の注油や掃除等を実施する。	毎年 回(月、 月、 月)
	★承水路の清掃を実施する。	毎年 月
	★洪水吐の清掃を実施する。	毎年 月
	□その他()	
	□その他()	
③多面的機能の発揮(注3)	□ため池周辺への植栽を実施する。	毎年 月
	□魚類(種)の放流を実施する。	毎年 月
	□ の養殖を実施する。	
	□ の栽培を実施する。	
	□池干し時にため池の栄養分を海に送るための放流を実施する。	毎年 回(月、 月、 月)
	□ため池を利用した発電を実施する。	
	□自然公園などへの指定に向けた活動を実施する。	毎年 月
	□外来生物の駆除を実施する。	毎年 月
	□動植物保護のためのモニタリング調査を実施する。	毎年 回(月、 月、 月)
	□在来動植物(貴重種含む)の保全活動を実施する。	毎年 回(月、 月、 月)
	□築造にまつわる言い伝え等を継承する活動を実施する。	毎年 月
	□ため池を学校教育へ利用する。	毎年 月
	□自然学習活動を実施する。	毎年 月
	□博物館と連携して生涯学習を実施する。	毎年 月
	□その他()	
	□その他()	
④防災活動(注3)	□防災訓練を実施する。	毎年 回(月、 月、 月)
	□非かんがい期の貯水位を m低下させる。	毎年 月 ~ 月
	□ため池の洪水調整容量を m ³ 確保する。	毎年 月 ~ 月
	□洪水予想時の事前放流を実施する。	
	□防火用水として利用可能な体制を整備する。	
	□ハザードマップを活用したワークショップを実施する。	毎年 回(月、 月、 月)
	□地域住民に対してため池の危険箇所を周知する。	毎年 回(月、 月、 月)
	□その他()	
	□その他()	

(注1) 保全管理を行うため池で、実施する保全管理活動について「活動内容」欄の□にチェックを入れるか、塗りつぶすこと。また、「実施時期」欄に実施時期を記入すること。

(注2) ★の活動内容については、活動を実施する対象施設がない等の理由がない限り、必ず実施すること。

(注3) この活動項目においては、必ず1項目は「活動内容」欄の□にチェックを入れるか、塗りつぶすこと。また、「実施時期」欄に実施時期を記入すること。

(別紙)

○○ため池図面

組織名 : _____



7.9 ○○保全管理組織規約（案）

○○保全管理組織規約（案）

第1章 総則

（名称）

第1条 この保全管理組織は、○○保全管理組織（以下「保全管理組織」という。）という。

（事務所）

第2条 保全管理組織は、主たる事務所を○○に置く。

（目的）

第3条 保全管理組織は、第4条の構成員による保全管理活動を通じ、農業生産のみならず、豪雨時の洪水調節、憩いの場や多様な生物の生息地としてなど、多面的な機能を有する○○ため池及び○○ため池に附帯する施設（以下「ため池等」という。）を適切に保全管理することを目的とする。

第2章 構成員等

（構成員）

第4条 「保全管理組織の構成員」は別紙1、「避難場所及び情報連絡体制」は別紙2のとおりとする。

（備考）

保全管理組織の構成に当たっては、地域の実情を踏まえ、関係者が十分協議する。

第3章 役員等

（役員の定数及び選任）

第5条 保全管理組織に、代表1名、副代表○名、書記○名、会計○名、監査役○名を置くこととする。代表等役員は別紙のとおりとする

- 2 代表、副代表及び監査役は総会において構成員の互選により選任するものとし、書記及び会計は、代表が指名するものとする。
- 3 代表は、この○○を代表し、○○の業務を統括する。
- 4 副代表は、代表を補佐し、代表が欠けたときは、代表を代行する。
- 5 書記は、○○の活動の事務等を行う。
- 6 会計は、責任者として事業の会計を行う。
- 7 監査役は、責任者として会計の監査を行う。

(役員の任期)

- 第6条 役員の任期は、原則〇年とする。
- 2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
 - 3 役員の再選を妨げることはしない。

第4章 総会

(総会の開催)

- 第7条 通常総会は、毎年度1回以上開催する。
- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - 一 構成員現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。
 - 二 監査役が不正な事実を発見し、報告するために招集したとき。
 - 三 その他代表が必要と認めたとき。
 - 3 前項第一号の規定により請求があつたときは、代表は、その請求のあつた日から30日以内に総会を招集しなければならない。
 - 4 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって構成員に通知しなければならない。

(総会の権能)

- 第8条 総会はこの規約において別に定めるものほか、次の各号に掲げる事項を議決する。
- 一 保全管理計画の設定又は変更、収支決算及び実施に関すること。
 - 二 保全管理組織規約の制定及び改廃に関すること。
 - 三 その他保全管理組織の運営に関する重要な事項。

(総会の議決方法等)

- 第9条 総会は、構成員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。ただし、出席は委任状をもって代えることができる。
- 2 総会においては、第7条第4項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。
 - 3 総会の議事は、第10条に規定するものを除き、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 4 議長は、構成員として総会の議決に加わることができない。
 - 5 総会により決定した事項については、決定事項を記載した書面を作成するとともに、その写しを構成員全員に配布するものとする。

(特別議決事項)

第10条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

- 一 保全管理組織規約の変更
- 二 保全管理組織の解散
- 三 構成員の除名
- 四 役員の解任

第5章 事務、会計及び監査

(書類及び帳簿の備付け)

第11条 保全管理組織は、第2条の事務所に、次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- 一 保全管理組織規約
- 二 役員等の氏名及び住所を記載した書面
- 三 収入及び支出に関する証拠書類、帳簿及び財産管理台帳
- 四 その他代表が必要と認めた書類

(事業及び会計年度)

第12条 保全管理組織の事業及び会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(資金)

第13条 保全管理組織の資金は、次の各号に掲げるものとし、その会計に当たっては他の会計と区分して経理する。

- 一 助成金
- 二 寄付金
- 三 その他の収入

(事務経費支弁の方法等)

第14条 保全管理組織の事務に要する経費は、第12条の資金をもって充てる。

(保全管理計画の作成)

第15条 保全管理計画は、会計区分ごとに作成し、総会の議決を得てこれを定める。

(資金の支出)

第16条 資金の支出者は、代表とする。

(資金の流用)

第17条 資金は、定められた目的以外に使用し、又は流用してはならない。

(金銭出納の明確化)

第 18 条 出納の事務を行う者は、金銭の出納及び保管を厳正かつ確実に行い、日々の出納を記録し、常に金銭の残高を明確にしなければならない。

(金銭の収納)

第 19 条 金銭を収納したときは、領収証を発行しなければならない。

2 金融機関への振込の方法により入金する場合は、入金先の要求がある場合のほか、領収証を発行しないものとする。

(領収証の徴収)

第 20 条 金銭の支払については、最終受取人の領収証を徴収しなければならない。ただし、領収証の徴収が困難な場合には、レシート等をもってこれに代えることができる。

2 金融機関への振込の方法により支払を行うときは、取扱金融機関の振込金受取書をもって支払先の領収証に代えることができる。

(物品の管理)

第 21 条 保全管理組織が購入又は借り入れした器具、備品及び資材については、滅失及びき損のないよう、適正に管理するものとする。

(決算及び監査)

第 22 条 保全管理組織の決算については、代表が事業年度終了後、金銭出納簿、事業報告書及び財産管理台帳を、通常総会の開催の日の○日前までに監査役に提出しなければならない。

2 監査役は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して代表に報告するとともに、代表は監査について、毎会計年度終了後○日以内に総会の承認を受けなければならない。

第 6 章 保全管理組織規約の変更

(規約の変更)

第 23 条 この規約を変更したい場合は、市町村長に報告しなければならない。

附 則

- 1 この規約は、平成○○年○月○日から施行する。
- 2 保全管理組織の設立初年度の役員の選任については、第 5 条第 2 項中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとし、その任期については、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、平成○○年○月○日までとする。
- 3 保全管理組織の設立初年度の保全管理計画の議決については、第 15 条中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとする。

平成 年 月 日

○○保全管理組織構成員一覧

以下3. の構成員は、○○保全管理組織へ参加するとともに、保全管理組織の代表、役員を下記1. 2. のとおり定める。

1. 代表

役職名	氏名	住所	備考

2. 役員

役職名	氏名	住所	備考

3. 構成員

(1) ○○集落

① 農業者

役職名	氏名	住所	備考

② 農業者以外

役職名	氏名	住所	備考

(2) ○○集落

① 農業者

役職名	氏名	住所	備考

② 農業者以外

役職名	氏名	住所	備考

(3) 団体

氏名	住所	団体名

注1: 「農業者」とは、協定に位置付けられているため池の水を利用して耕作又は養畜の業務を営む農業者又は団体。

注2: 団体においては、保全管理組織の構成員となる者は代表者とする。

平成 年 月 日現在

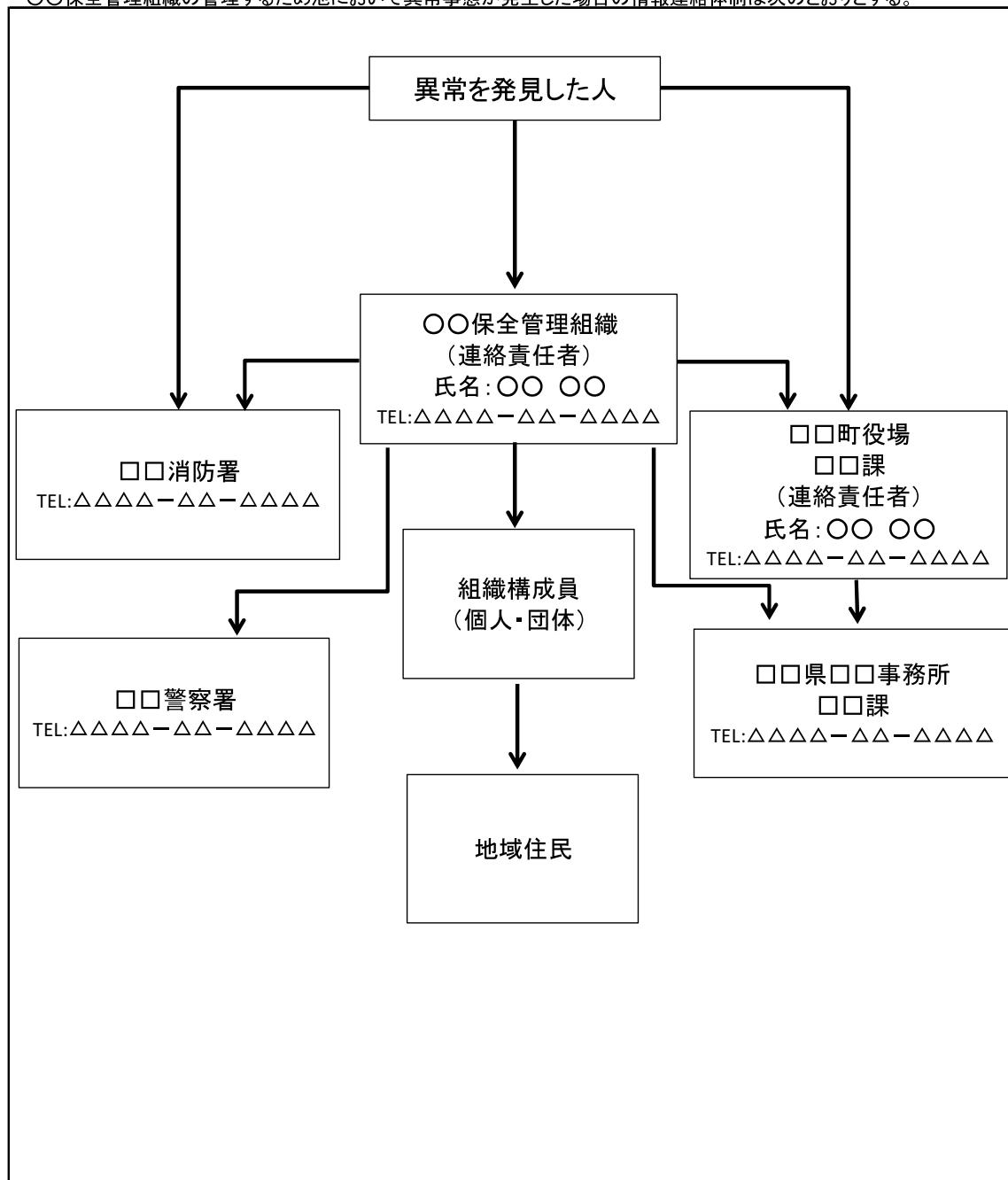
○○保全管理組織 避難場所等及び情報連絡体制**1. 緊急時の避難場所等**

○○保全管理組織の管理するため池の緊急時における避難場所及び水防倉庫・水防道具保管場所は次のとおりとする。

No.	ため池名称	緊急避難場所	水防倉庫・水防道具の保管場所
1		名称	
		電話番号	
2		名称	
		電話番号	

2. 情報連絡体制

○○保全管理組織の管理するため池において異常事態が発生した場合の情報連絡体制は次のとおりとする。



7.10 ため池の保全管理に関する協定書（案）

ため池の保全管理に関する協定書（案）

○○保全管理組織（以下「保全管理組織」という。）と■■町（以下「町」という。）は、下記のとおり協定を締結する。

記

（目的）

第1条

この協定は、農業生産のみならず、豪雨時の洪水調節、憩いの場や多様な生物の生息地としてなど、多面的な機能を有するため池及びため池に附帯する施設（以下「ため池等」という。）を適切に保全管理し、災害が発生した場合における応急対策及び災害復旧等の活動が円滑に実施できるよう、その内容等について定めることを目的とする。

（協定の対象とするため池）

第2条

この協定の対象とするため池は、添付の○○保全管理組織が定める○○池（ほか）に係る「保全管理計画書」（以下「保全管理計画」という。）に定められたものとする。

（協力の要請）

第3条

保全管理組織は、第7条に掲げる活動を実施する際に必要があると認めるとき、町に対して協力を要請することができる。

（協力の実施）

第4条

町は、第3条の規定により保全管理組織から要請を受けたときは、要請の内容に応じて○○県又は○○技術者チームへ協力を依頼、若しくは管理組織の代表の要請に基づき第7条に掲げる活動を実施するものとする。

ただし、「保全管理計画」に記載のため池の多面的機能の発揮に資する活動については、要請の有無に限らず、保全管理組織の活動に協力するものとする。

(要請の方法等)

第5条

第3条の要請は、原則として次の各号に掲げる事項を記載した文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。なお、「保全管理計画」に記載のため池の多面的機能の発揮に資する活動については、文書による要請を必要としない。

(1) 活動を実施する場所

(2) 活動の内容

(3) 前各号に定めるもののほか、災害の場合の被災状況など必要な事項

2 保全管理組織及び町は、添付の○○保全管理組織規約に定める「避難場所等及び情報連絡体制」（以下「情報連絡体制」という。）について、連絡方法などを相互に確認し、必要に応じて見直すこととする。また、災害時に支障をきたさないよう、隨時、確認及び更新を行うものとする。

(連絡責任者)

第6条

保全管理組織及び町は、連絡責任者を「情報連絡体制」の中で定め、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

(ため池の管理)

第7条

保全管理組織及び町は、ため池を良好な状態に保つため、連携・協力し、以下の各号に掲げる事項に努めることとする。なお、管理に当たっては○○県が定めている保全管理マニュアルや点検マニュアルに従って実施する。

- 1 ため池において、農業用水の確保、洪水流量の調整、地震に対する構造の安全性確保など、その機能が健全に保持できるよう良好な状態に保たれていること
- 2 ため池の操作について、その機能が損なわないとともに、下流の安全が確保されるよう所定の操作を行うこと
- 3 ため池の良好な管理のため、日頃からため池の周辺の状況を把握すること
- 4 ため池の多面的機能の維持・発揮に向けた取組を実施すること
- 5 釣りや遊泳等が予想される場合にあっては、危険表示するなど安全対策を講じること
- 6 豪雨、地震等が発生した場合に速やかに緊急時の連絡や緊急点検を行うための体制を整えること

- 7 ため池の堤体及び地山に漏水、変形等が生じている場合にあっては速やかに必要な措置をとること
- 8 特に警戒すべきため池について、日常点検・連絡体制を整え、適切に管理すること
- 9 上記を踏まえ、別に定める事項に取り組むこと

(実施計画)

第8条

保全管理組織が行う保全管理活動は、添付の「管理規程」に定めた条件を遵守した上で、「保全管理計画」に定めた活動について実施するものとする。

(労災補償)

第9条

第4条に基づく活動の実施により町の職員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は町の職員の労災保険により補償するものとする。

(損害賠償)

第10条

第4条に基づく活動の実施に関し、損害が生じたときは、その賠償の責について保全管理組織と町で協議の上、定めるものとする。

(協議)

第11条

この協定の実施に関し、疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、保全管理組織と町で協議の上、決定する。

上記協定の締結を証するため、保全管理組織と町は、本書2通を作成し記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

なお、町保有の協定書には、ため池に係る土地登記簿、公図、相続関係説明図、戸籍謄本を添付するものとし、適切に保管するものとする。

平成〇〇年〇月〇日

○○保全管理組織

住所 ○○県■■町○○○○ ○○-○

代表 ○○ ○○ 印

■■町

住所 ○○県■■町○○○○ ○○-○

町長 ○○ ○○ 印

参考

活用可能な資料の紹介

- ため池管理マニュアル
- ため池の保全・管理活動事例集
- ため池の安全対策事例集
- ため池ハザードマップ作成の手引き
- 農業水利施設減災管理手引き
- 農業水利施設減災管理手順書【ため池】

ため池の保全管理体制整備の手引き

平成26年7月

【お問い合わせ窓口】

農林水産省 農村振興局 整備部 防災課	03-6744-2210
東北農政局 整備部 防災課	022-263-1111
関東農政局 整備部 防災課	048-600-0600
北陸農政局 整備部 防災課	076-263-2161
東海農政局 整備部 防災課	052-201-7271
近畿農政局 整備部 防災課	075-451-9161
中国四国農政局 整備部 防災課	086-224-4511
九州農政局 整備部 防災課	096-211-9111
沖縄総合事務局 土地改良課	098-866-0031